

EABuS自主調査



社会保障・税番号導入に伴うユースケース

2011年7月

特定非営利活動法人
東アジア国際ビジネス支援センター

EABuSでは、2011年4月15日に『[情報連携基盤技術WGの骨格案に関する疑問点・危惧点](#)』に関する緊急提言を行った。これに対して行政を始め各界の有識者などから様々なご意見を伺ったが、その多くは提言の妥当性に関わるものであった。

情報保有機関毎の固有リンクコードによる個人情報の管理やIDコードを介した情報保有機関と要求機関間の情報連携の是非、これ等のコード体系のメンテナンス等の維持コストについての負担の多寡、基本4情報による照合の妥当性等が、本提言に対する意見の主な論点であった。

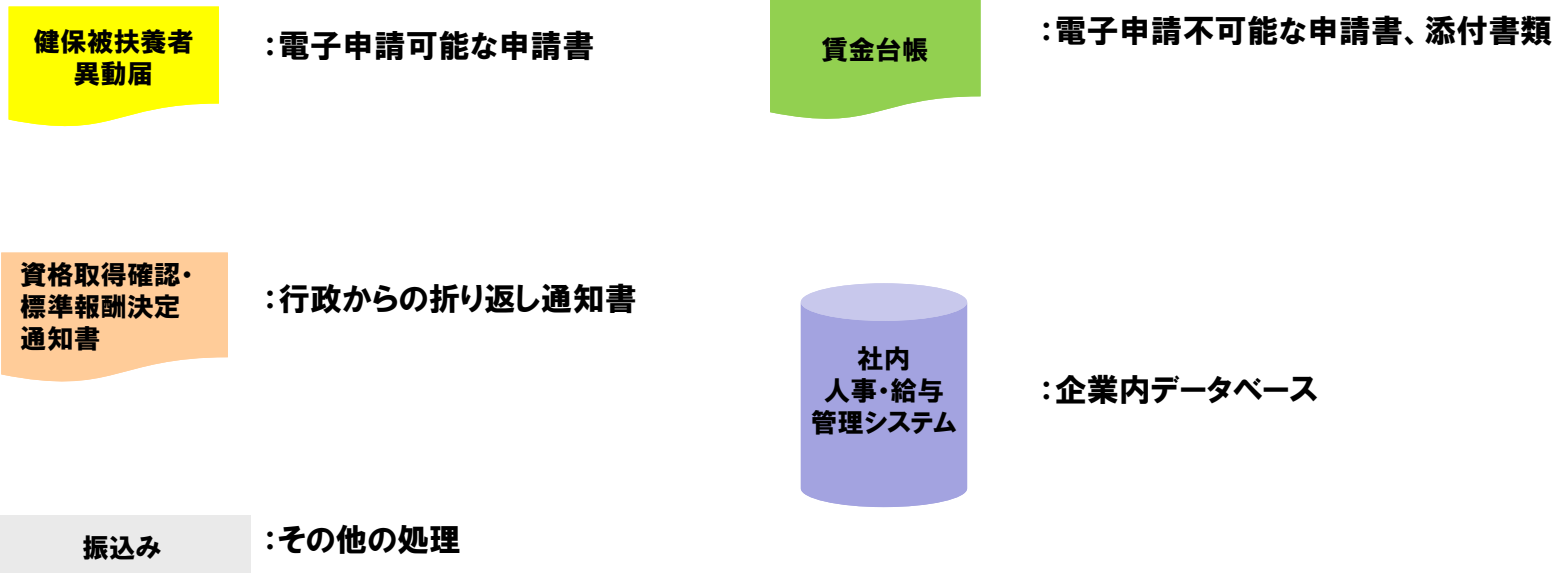
提言を行った我々も、こうした意見に対して真摯に答える義務を感じているが、その前提になるものが官民における共通番号の適用範囲と番号に紐付けられた情報の性格とその連携形態である。

情報連携基盤は、これら情報が適正かつ公正に連携されるための基盤であり、それを保証するための必要十分な機能を実現するための要求仕様のもとで設計がなされるべきである。

そこで、EABuSでは、以下の領域における「共通番号導入に伴うユースケース」の検討を行うことにした。

本検討が、共通番号を実現した社会ビジョン構築の一助になることを願うものである。

はじめに	1
1. 所得税・住民税申告に関わるケース	4
現状の流れ	4
ユースケース	6
2. 被用者の社会保障・税に関わるケース(入社)	10
現状の流れ	10
ユースケース	13
3. 被用者の社会保障・税に関わるケース(退職)	18
現状の流れ	18
ユースケース	21
4. 出産・育児の給付等に関わるケース	26
現状の流れ	26
ユースケース	33
5. 老齢年金給付裁定請求手続きに関わるケース	39
現状の流れ	39
ユースケース	43
おわりに	50



所得税・住民税申告に関わるケース

【現状の処理】**①年末調整**

申告に必要な証明書類を収集保管し、法定調書に添付して雇用先の企業に提出。

企業では、源泉徴収票を国税に、給与支払報告書を従業員が居住する市区町村へそれぞれ送付。

②確定申告

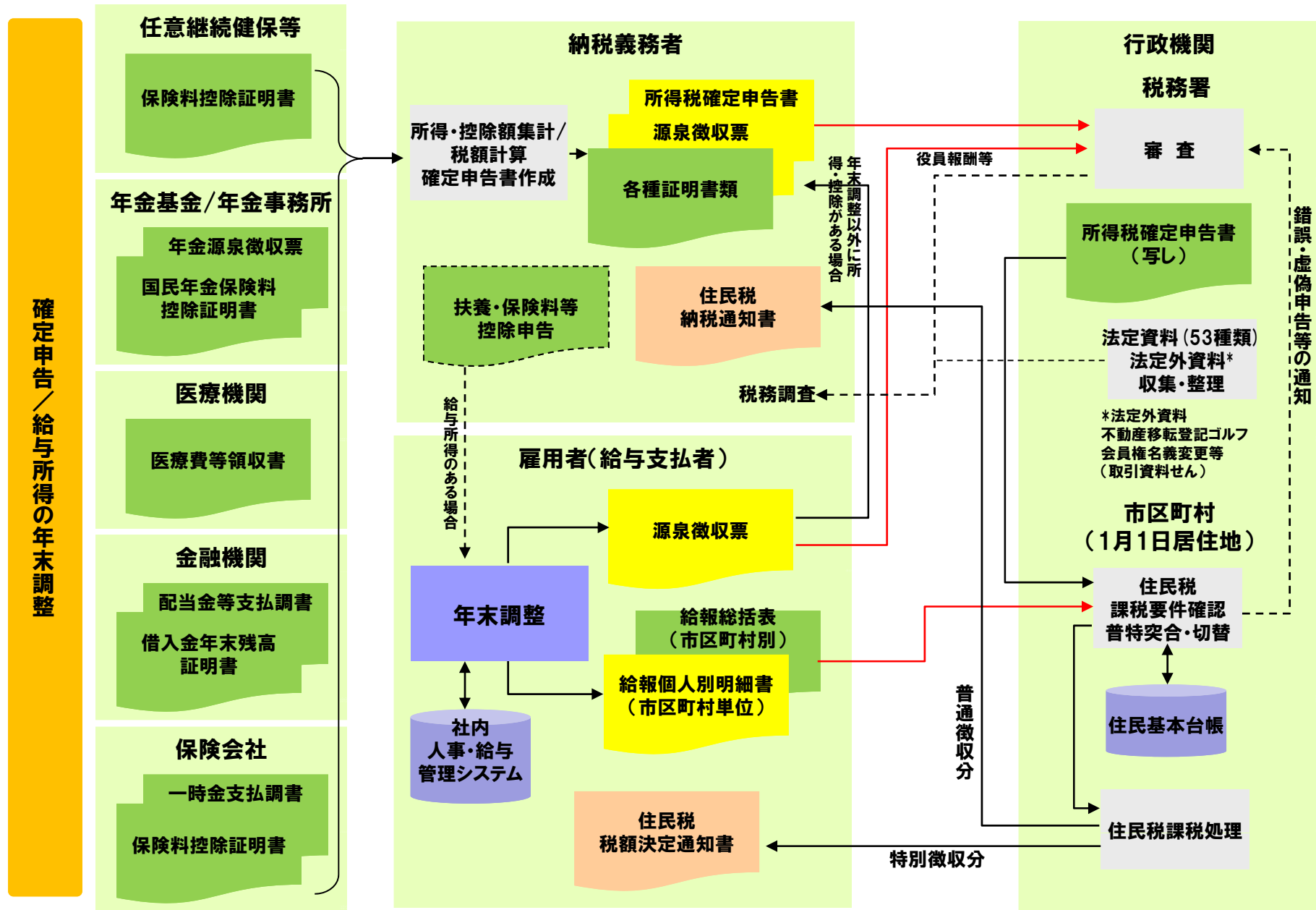
年間の所得や申告の対象となる控除項目等の情報をもとに確定申告書を作成し税務署に提出。

【現状の課題】

- 企業における年末調整業務に伴う負荷が大きい
- 控除証明書等の収集や保管ならびに確定申告書の作成に労力が生じる
- 年間所得等の情報の事前捕捉が困難なため、税務調査等の負荷が生じる

【共通番号導入による改善ポイント】

- 申告すべき事項の事前把握が可能になり、申告に伴う負荷の削減につながる
- 所得等の情報の確実な捕捉が可能になり、納税の適正化につながる



【狙い】

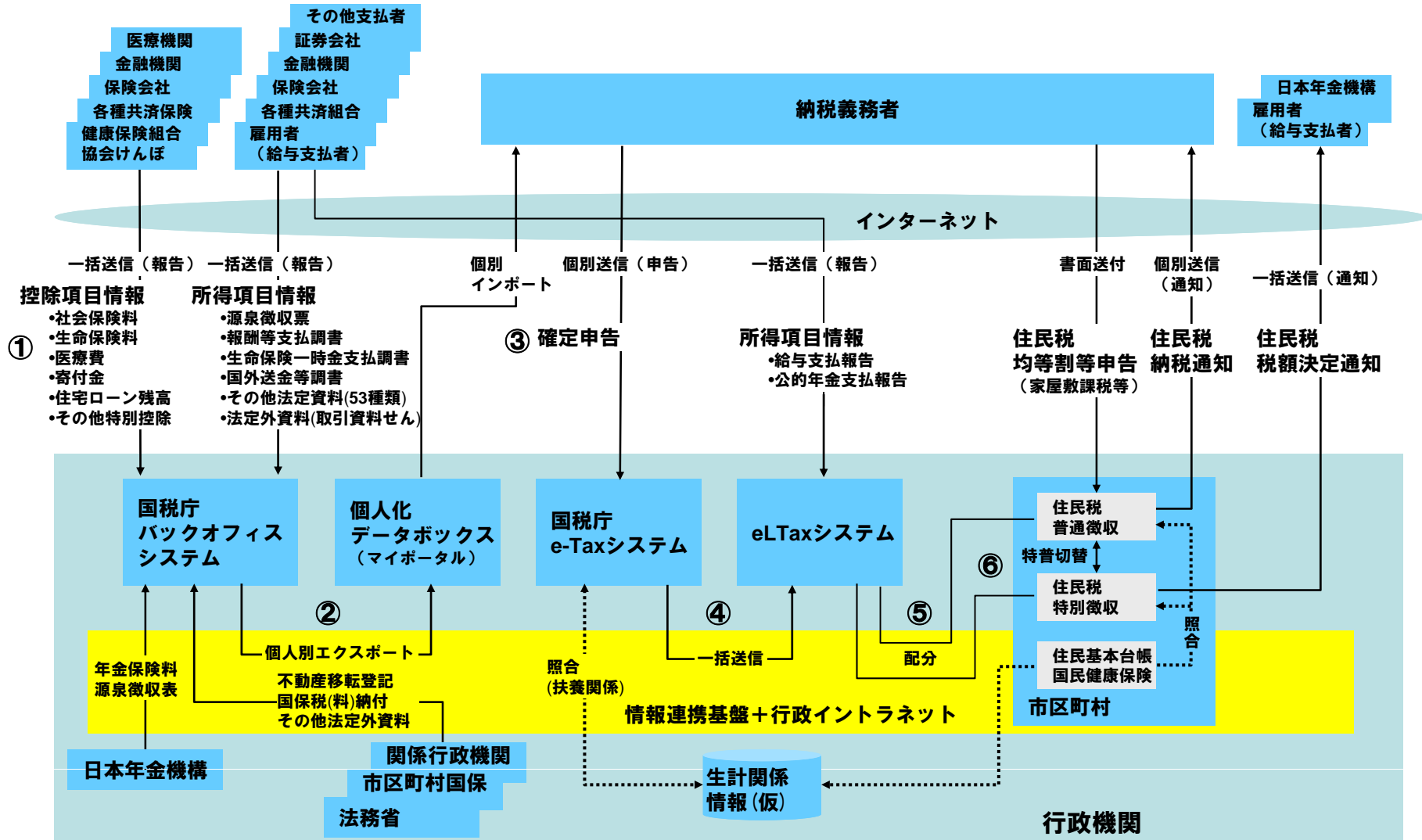
1. 「番号」制度導入の目的の一つとして挙げられている課税庁による収入・控除の適正な把握による税負担の公正性を実現する。
2. 申告に必要な所得、控除に必要な情報を課税庁と共有し、いわゆる「記入済み申告」同様の方式で納税義務者の申告手続の労力を軽減する。
3. 所得税情報の「番号」付記による住民税課税処理の効率化を図る。

【概要】

- ① 所得税確定申告に必要な所得（収入）および控除に関する情報（仮に法定調書情報という）を、確定申告期間前に各情報発生源（給与支払者、健康保険組合、金融機関等）から国税庁に報告する。これ等の情報には「番号」を付記し、インターネット経由で電子的に一括送信することを原則とする。したがって、官民の各情報発生源は自己情報システム内で対象者の「番号」を記録・管理する必要がある。
- ② 国税庁は報告を受けた法定調書情報をバックオフィス・システムで納税義務者単位で管理し、さらに確定申告のためにマイ・ポータル・システムで設けられる個人化データボックスへ納税義務者毎にエクスポートする。バックオフィス・システムで管理される法定調書情報は、「番号」付きで収集された不動産移転登記やゴルフ会員権名義変更等の法定外資料と合わせて確定申告後の税務調査資料として利活用する。
- ③ 納税義務者はマイ・ポータルから自己の法定調書情報をe-Taxにインポートし、さらにマイ・ポータルにない配偶者・扶養控除、事業所得等を追記して確定申告を行う。
- ④ 国税庁はe-Taxによる申告内容を法定調書情報と照合・審査する。このとき、配偶者・被扶養者の「番号」を付記することにより被扶養者の所得額確認、また生計関係情報(仮称)^{*}との照合による控除対象被扶養者要件の確認も可能である。審査済みの確定申告情報は「番号」を付記して住民税課税のためにeLTaxに一括送信する。
- ⑤ 一括受信された確定申告情報はeLTaxによって納税義務者の1月1日居住地別に仕分けされ、該当市区町村に配分される。また、給与支払報告および公的年金支払報告についても支払者から個別に市区町村へ報告されるのではなく、eLTaxに一括送信し、確定申告と同様にeLTaxから市区町村に配分される。
- ⑥ 市区町村は住民税課税要件である1月1日居住者であることを「番号」によって住民基本台帳と照合・確認し住民税課税処理を行う。

^{*}生計関係情報(仮称)：住民基本台帳の世帯情報をベースに、個人の生計維持関係情報を統合管理する仕組み。
詳細は被用者の社会保障・税に関するケース（入社）で考察する。

- 申告の証憑となる情報は「番号」を付記して確定申告前に法定調書として課税庁側に報告する。
- 年末調整を廃止し、給与所得者を含めてe-Taxによる確定申告することを原則とする。
- 住民税の課税根拠となる情報はeLTaxを経由して配分することを原則とする。



【考察】

1. 民間の個人情報保有組織における「番号」の記録・管理

当ケースでは、雇用者（給与支払者）や各種年金基金等の組織が被雇用者採用時あるいは被保険者資格取得時に本人から「見える番号」の届出を受け記録・管理することを想定している。この「番号」は源泉徴収票や支払調書あるいは各種控除に必要な情報を課税庁に報告する時の個人識別に供することを目的とし、組織内の個人識別子としては用いない。

この場合、「番号」の記録・管理については次の代替案が考えられる。

a. 「見える番号」のまま個人情報データ項目の一つとして記録する。この場合、「見える番号」は氏名、生年月日等他の個人情報データ項目と同等に、当該情報保有組織の設定するセキュリティ・レベルで保護される。

b. [要綱](#) V1.(3)を適用して、何等かの方法で「見える番号」と関連付けられた間接的な「見えない番号」として記録する。

この場合は要綱で求められるセキュリティ・レベルとなるが、このような関連付けの運用管理は、コストや効率の点で個別の組織毎に委ねるのではなく、各組織の属性あるいは法制上の役割（義務）によってグループ化された論理的な個人情報保有機関を設定することが考えられる。（要綱を読む限りこうした方法が必要になるが、現実的ではないと考える）

2. インターネットを経由する民―官の個人情報連携の方式

民間の個人情報保有組織と行政機関との個人情報連携には通常インターネットを利用する。この場合、[要綱](#) V1.(2)で示される「情報連携基盤」を経由しないため、上記1.aでは共通の個人識別子として「見える番号」がインターネット経由で送信されるが、1.bでは「見えない番号」に変換されているため、インターネット環境で「情報連携基盤」同等の「見えない番号」交換プロトコルが必要となる。

3. 複数の個人情報を一括送信する場合の「番号」の取扱い

行政手続においてはB2GあるいはinGの個人情報連携の形態として、複数の個人情報を一括して送付するケースがある。当ケースでは法定調書等の送信（[図①](#)）や給与支払報告書等のインターネット経由の送信および情報連携基盤を経由する一括送信（[図②](#)、[④](#)、[⑤](#)）が該当する。1.aのケースでは「見える番号」による情報連携のため問題はないが、1.bのケースでは情報連携基盤を経由する一括送信では複数の個人情報に含まれる「見えない番号」の交換処理が必要であり、処理効率の観点からは一括送信のためのプロトコルが必要となる。

4. 国税連携(eLTax)等、既存の情報連携システムとの整合性

当ケースでは情報連携基盤を経由した「番号」を含む確定申告情報のe-TaxからeLTaxへの一括送信（[図④](#)）、および確定申告情報・給与支払報告書情報のeLTaxから市区町村への一括配分（[図⑤](#)）を想定している。これ等の情報連携は、後者については2007年から、前者についても2011年からeLTaxの機能としてサービスが開始されているが、個人情報に「番号」が含まれることは想定されていない。このようなケースは情報保有機関との情報共有は情報連携基盤を経由することとする[要綱](#) V1.(2)の脚注14に該当すると考えられるが、情報連携基盤による情報共有の全体構想との整合性を踏まえた十分な検討が必要である。

5. 同一市区町村における業務間個人情報連携の方式

市区町村を一つの情報保有機関と見做す場合、業務共通の個人識別は当該市区町村の「見えない番号」によって行うことになり、当ケースでは給与支払報告書と確定申告および住民基本台帳との照合が該当する。これ等の情報連携は情報連携基盤を経由しないため、本来は業務ごとに情報保有機関を設定すべきである。ただしこれは現実的でないため、業務間のアクセス管理やログの記録は市区町村に委ねられることになり、情報連携基盤の仕様に準拠した標準的ルールと監理が必要と考えられる。

被用者の社会保障・税に関わるケース(入社)

【現状の処理】

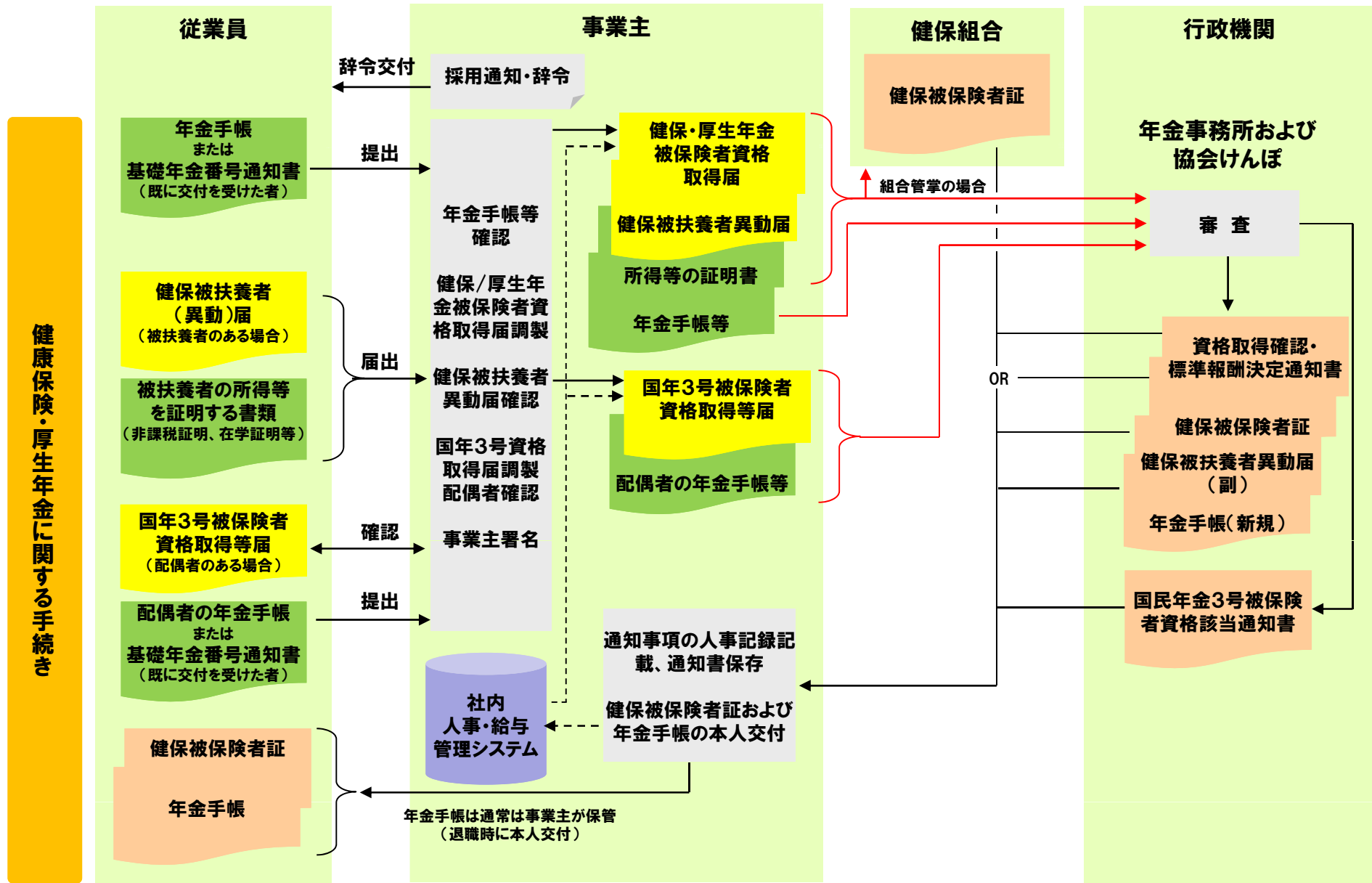
採用者の健康保険・厚生年金保険の資格取得間係る手続を事業主を通じて健保及び年金事務所に提出
雇用者に配偶者が存在する場合は、第3号被保険者の資格取得手続を併せて行う
事業主は、雇用保険資格取得手続を公共職業安定所に提出
特別徴収義務者である雇用主は、従業員が居住する市区町村に住民税特別徴収に係る申請を行う

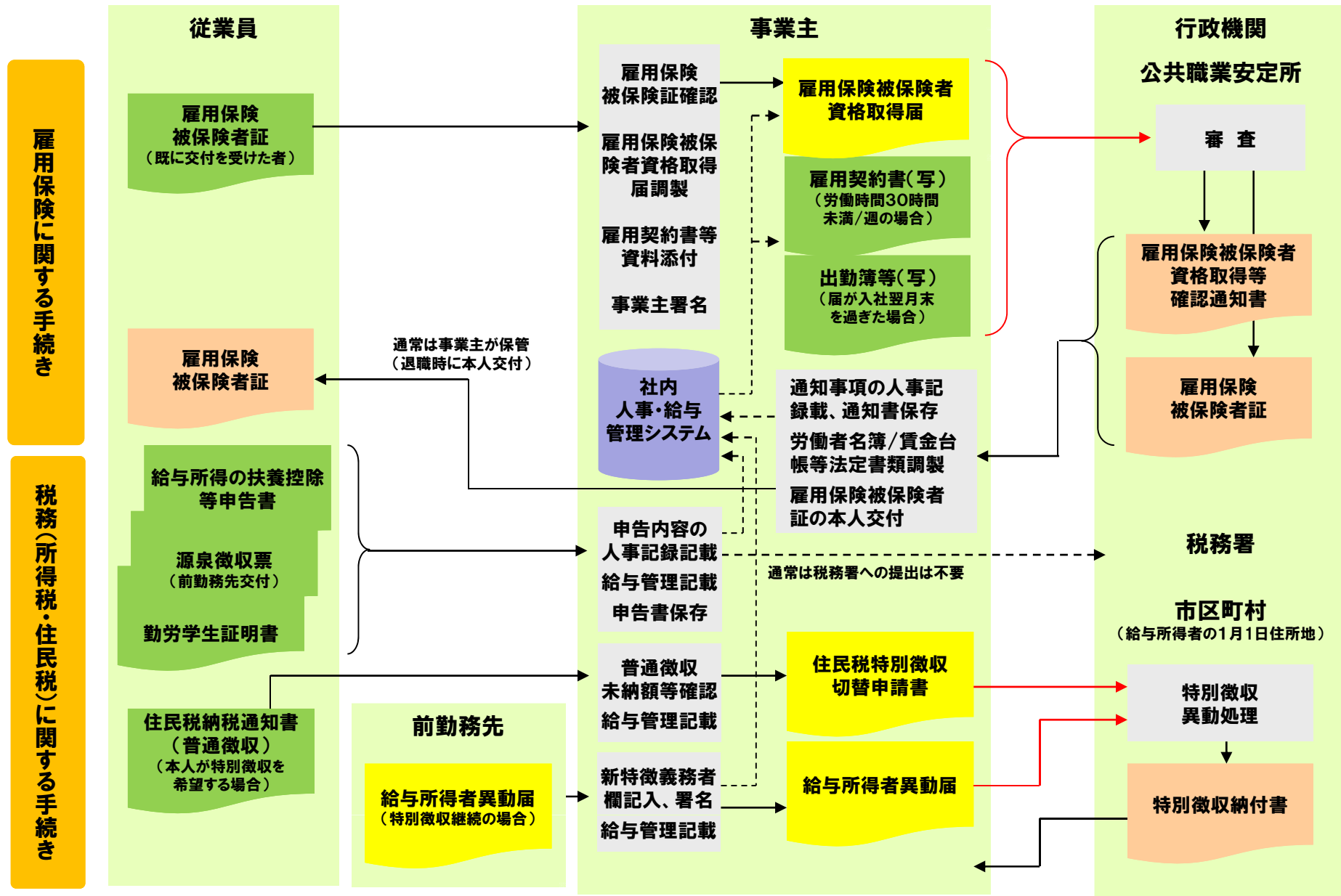
【現状の課題】

- 資格取得手続を健保・年金事務所・公共職業安定所にそれぞれ行うための負荷が生じる
- 雇用者の扶養関係及び扶養者の所得等の確認や証明する書類の収集等の必要が生じる

【共通番号導入による改善ポイント】

- 資格取得手続のワンストップ化
- 扶養者等の情報の確実な捕捉と適正な申告





【狙い】

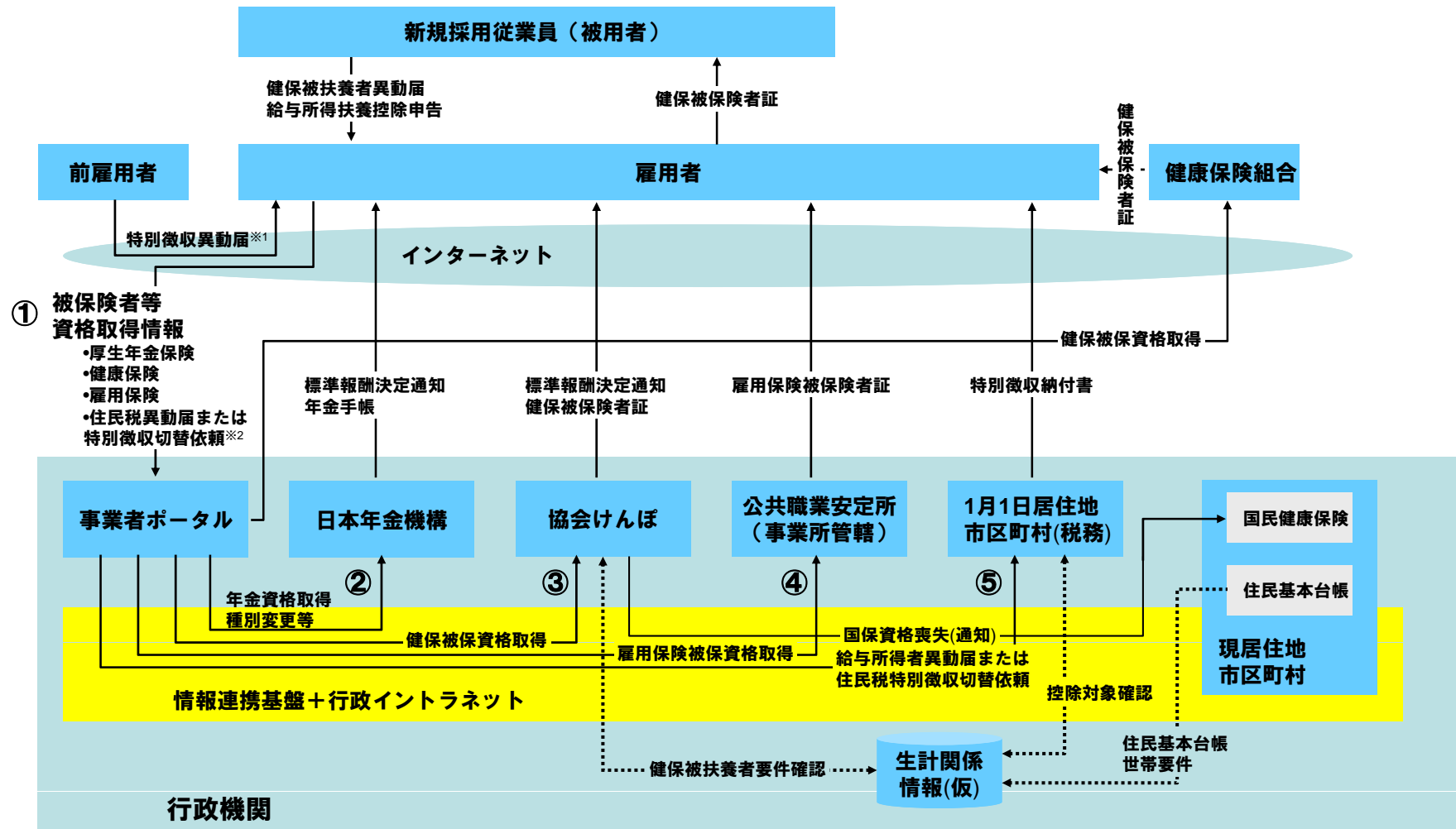
1. 事業者ポータルサイトにより被用者に関する行政手続を確実かつ効率的に雇用者が行うことを支援し、故意、過失に関らず手続の漏れや過誤を防止する。
2. 転職(再就職)の場合、関係機関間で「番号」によって被用者を共通に識別し相互に情報連携することによって、年金未加入期間や健康保険・雇用保険の未加入状態を防止する。また、前職場での未納分住民税特別徴収も「番号」によって確実に引継ぐことができる。
3. 健康保険や所得税・住民税の被扶養者を「番号」で識別し「生計関係」として統合的に登録し、被扶養者の要件確認に供し、被用者による証憑資料の添付を廃止し、誤認による申告の誤りを防止する。

【概要】

- ① 事業者ポータルサイトでは雇用者が行う被用者に関する行政手続が被用者のイベント(入社、転勤、退職等)単位で用意され、イベントに必要な手続のデータは雇用者の人事システムからインポートするためのAPIが用意される。複数の手続に共通する項目の殆どはインポート可能であり、各手続の個別項目の一部を補完的に入力することによって各所管機関へ情報が転送され、ワンクリックで手続が完了する。
- ② 被用者が年金未加入の場合は厚生年金(国民年金2号)被保険者資格を取得し、基礎年金番号と標準報酬月額が通知される。配偶者があり、収入等の要件を満たす場合は国民年金3号被保険者の資格取得あるいは種別変更が行われる。
- ③ 組合管掌健康保険組合の場合は健康保険組合、政府管掌の場合は協会けんぽの被保険者資格を取得する。被用者が国民健康保険被保険者であった場合は、被用者の「番号」によって居住地市区町村に国民健康保険被保険者の資格喪失を通知し、被用者による市区町村への手続を省略する。また、被扶養者の届けについては生計関係情報(仮称)*と照合、確認する。
- ④ 雇用保険被保険者資格を取得する。被用者が失業給付を受給していた場合、「番号」による資格取得手続により失業認定報告書による再就職の報告および雇用者の採用証明は不要となる。
- ⑤ 被用者の住民税未納分を特別徴収する場合、転勤による特別徴収異動届(特別徴収未納分)または住民税特別徴収切替依頼(普通徴収未納分)に「番号」を付記して1月1日居住地市区町村へ送信する。市区町村は「番号」によって納税義務者を特定し、雇用者に未納分特別徴収の納付を通知する。

*生計関係情報【考察】参照

- 雇用者は事業者ポータルサイト(仮称)により被用者のイベント単位にワンクリックで行政手続を行う。
- 被用者の扶養関係等手続に必要な証憑は生計関係登録(仮称)で確認し、添付書類を求めない。
- 健康保険組合や国民健康保険間の被保険者資格得喪は被保険者の手続によらず保険者間の情報連携によって完結する。



※1 転職等により住民税特別徴収を転職先で継続する場合
※2 普通徴収分住民税未納分を特別徴収に切替える場合

【考察】

1. 事業者ポータルの方

事業者ポータルは事業者が行う行政手続を事業者の目的に応じてワンストップ化し、ナビゲーションする機能を想定している。当ケースでは、事業者の人事労務に関する手続のうち、被用者の入社に関する手続をナビゲーションにしたがってワンストップで行う。このような事業者ポータル実現のためには次のような点を考察する必要がある。

a. 行政手続に共通する企業コードによる識別と認証の導入

事業者は共通の企業コードによって事業者ポータルにログインし、認証を受ける。また、必要に応じて電子署名を付しその認証を受ける。事業者ポータルから連携する各行政手続は事業者ポータルによる認証と電子署名を信頼し、個別の認証手続や電子署名を要求しないことが求められる。

b. 事業所の識別

行政手続によっては企業内の事業所の識別が必要なケースがあり、企業コードは事業所を識別できる粒度であることが求められる。識別が必要となる主な行政手続には次のようなものがある。()内は管轄機関

- ・ 給与支払事業所：所得税・給与所得の源泉徴収(税務署)/住民税特別徴収(市区町村)
- ・ 雇用保険適用事業所：雇用保険被保険者資格得喪等(公共職業安定所)
- ・ 労働災害保険適用事業所：労働保険料申告、労災保険給付認定等(労働基準監督署)
- ・ 法人事業税/住民税課税対象事業所：法人二税の申告(都道府県、市区町村)

c. 代理人による手続への対応

当ケースでは社会保険労働士が事業者の代理として手続を行う場合が多く、他の行政手続においても税理士や行政書士等による代理手続は多い。したがって、事業者ポータルには事業者と共に、代理人の認証と正当な代理人であることの証明機能が求められる。

2. 生計関係情報の統合管理

健康保険被保険者資格取得をする場合、被扶養者(異動)届は住民票の写し(全部)や被扶養者の非課税証明等によって扶養事実を証明する。しかし、住民票を異動した単身赴任、遠隔地に居住して通学している子供、あるいは別世帯となっている親等、国民の生活形態の多様化によって住民基本台帳による扶養事実の推定はできず、送金の記録等によって生計を同じにしていることの実を証明することが求められる。このことは、扶養の要件は異なるが、所得税の扶養控除についても同様に同一生計関係にあることの説明が必要である。http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm#q1

制度や行政手続毎にこのような証明をすることは被保険者あるいは納税義務者の負担であり、行政側での扶養事実の判断にも困難が残るケースもある。このような問題の解決策の一つとして生計関係に関する情報を住民基本台帳の世帯情報をベースにして「番号」によって統合管理する仕組みが考えられる。

このような仕組みは別表に示すとおり、児童の養育、高齢者の養護あるいは代理行為等の関係への適用も考えられるが、個人情報あるいはプライバシー保護の観点から、情報統合の範囲、条件および運用管理体制には十分な検討が必要である。

将来的には、この生計関係情報は所得税の給付付税額控除や世帯単位所得の基礎情報としての展開も考えられる。

【別表】生計関係情報の例示

世帯（住民基本台帳法および事務処理要綱）	事務処理要綱第1.4 世帯の意義および構成 世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。 住民基本台帳法第6条 住民基本台帳の作成 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。
控除対象配偶者（所得税法）	居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもので合計所得金額が38万円以下である者
扶養親族（所得税法）	居住者の親族並びに里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもので合計所得金額が38万円以下である者
健康保険被保険者の被扶養者（健康保険法）	被保険者の直系尊属、配偶者（未届を含む）、子、孫、弟妹、その他同居する3親等内の親族であって主として被保険者により生計を維持する者
国民健康保険被保険者（国民健康保険法）	市区町村の区域内に居住する者で他法医療保険の被保険者でない者および生活保護世帯に属さない者。被保険者資格得喪の届および保険税の納税義務は住民基本台帳上の世帯主が負う
加給年金対象配偶者（国民年金法）	厚生年金保険受給者が生計維持する65歳未満の配偶者（未届を含む）で年収が850万円未満である者
加給年金対象子（国民年金法）	厚生年金保険受給者が生計維持する18歳未満の子で年収が850万円未満である者
死亡一時金受給遺族（国民年金法）	死亡した者の配偶者（未届を含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡当時その者と生計を同じくしていた者
養護者（老人福祉法）	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者
保護者（学校教育法）	子に対して親権を行う者および未成年後見人
保護者（児童福祉法）	子に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者
要保護者世帯（生活保護法）	保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。
成年後見人（民法）	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対して家庭裁判所が、本人、配偶者、四親等内の親族等の請求による、後見開始の審判で指定。

被用者の社会保障・税に関わるケース(退職)

【現状の処理】

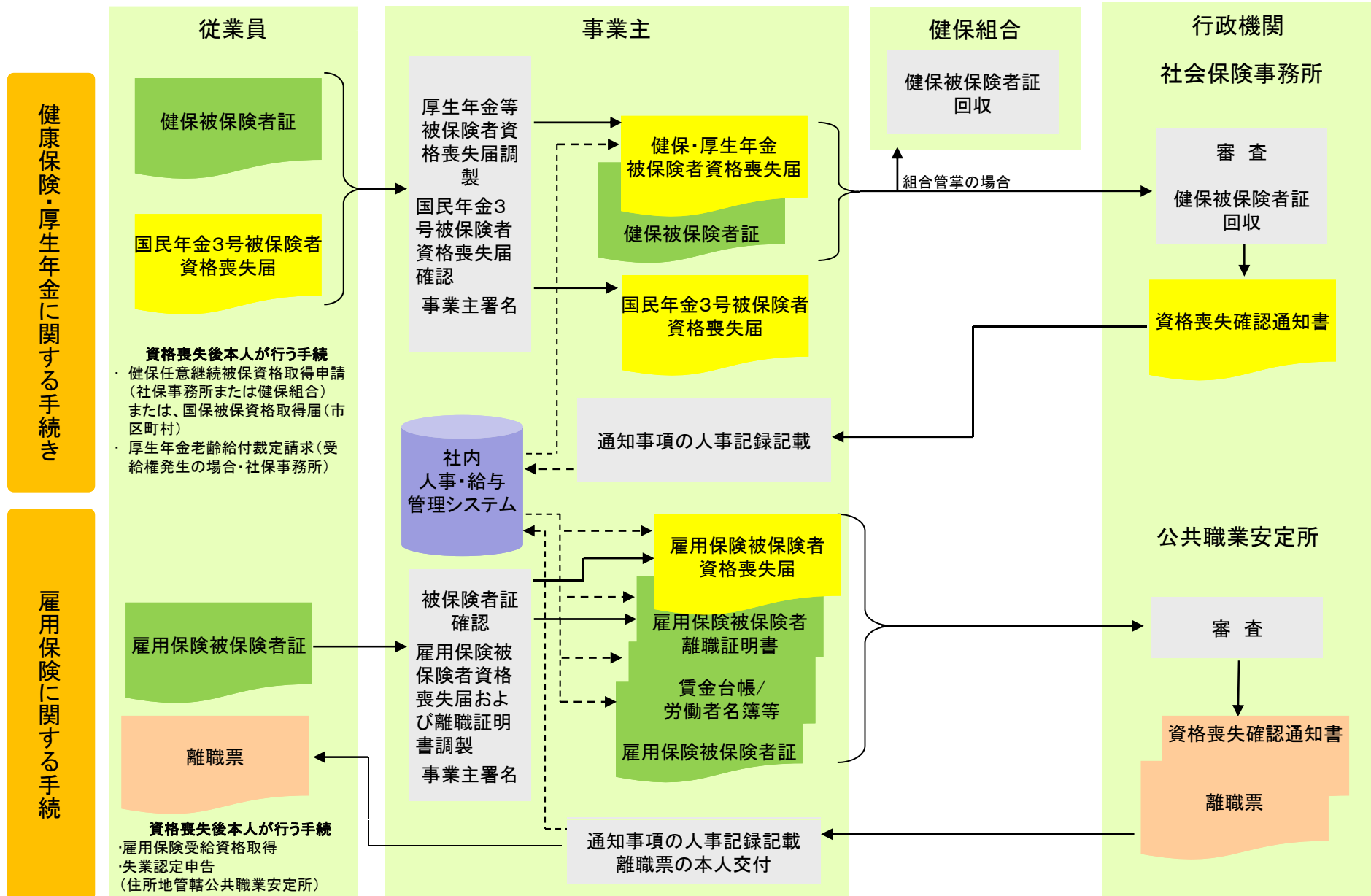
退職者の健康保険・厚生年金保険の資格喪失間係る手続を事業主を通じて健保及び年金事務所に提出
雇用者に配偶者が存在する場合は、第3号被保険者の資格喪失手続を併せて行う
事業主は、雇用保険資格喪失手続を公共職業安定所に提出
特別徴収義務者である雇用主は、従業員が居住する市区町村に住民税特別徴収に係る異動申請を行う

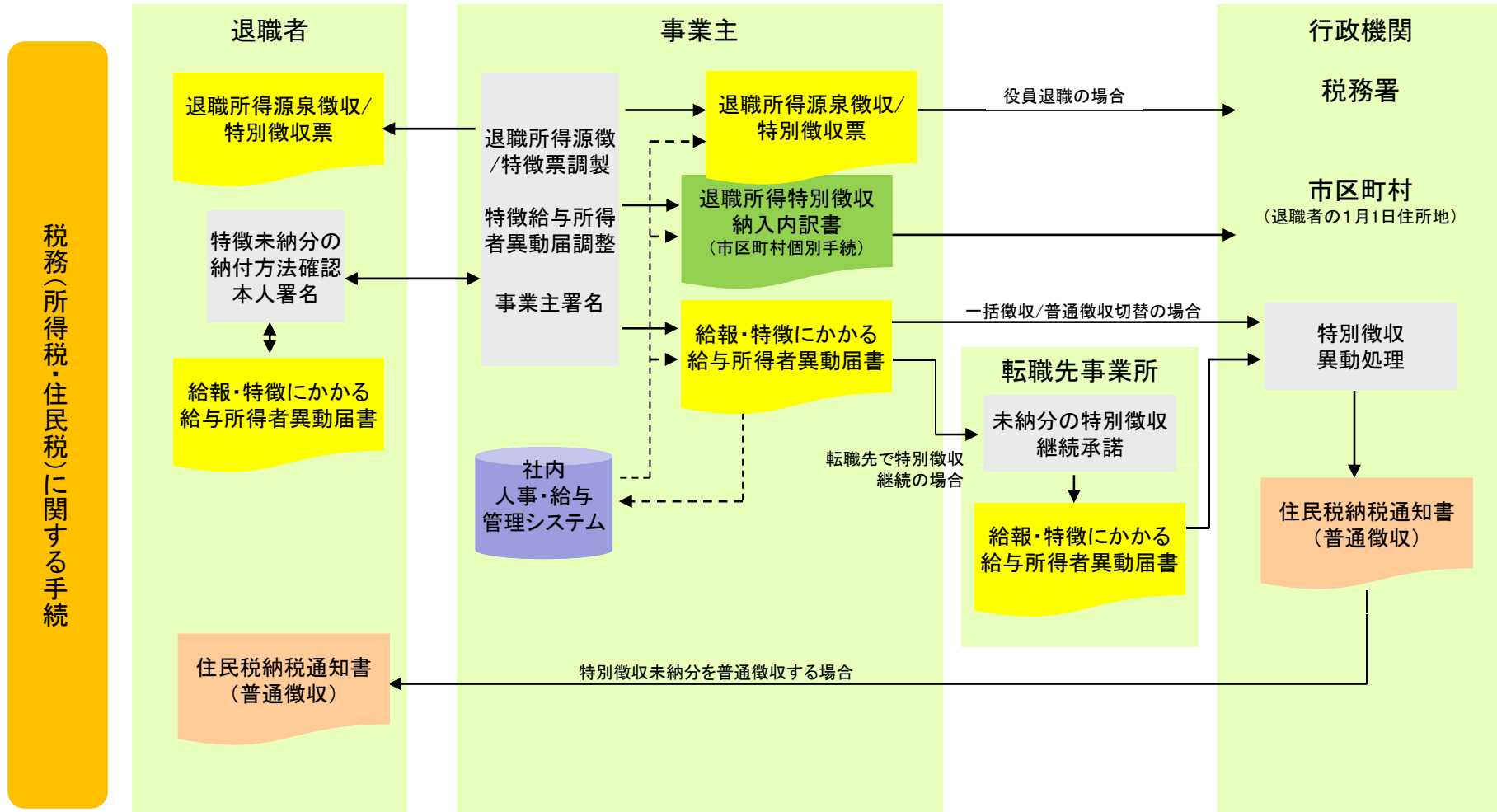
【現状の課題】

- 資格喪失手続を健保・年金事務所・公共職業安定所にそれぞれ行うための負荷が生じる
- 種別変更に伴う手続の必要性の告知を退職者及びその配偶者に行う必要がある

【共通番号導入による改善ポイント】

- 資格喪失手続のワンストップ化
- 種別変更手続の確実な実施





税務(所得税・住民税)に関する手続

【狙い】

1. 事業者ポータルサイトにより被用者に関する行政手続を確実にかつ効率的に雇用者が行うことを支援し、故意、過失に関らず手続の漏れや過誤を防止する。
2. 退職後、退職者本人が行う手続をマイ・ポータルでナビゲーションし、手続漏れや誤りによる本人の不利益を防止する。また、続きに必要な情報を「番号」により個人化データボックスに集約し、本人および関係機関で情報共有する。
3. 転職(失業期間なしに再就職)の場合、関係機関間で「番号」によって被用者を共通に識別し相互に情報連携することによって年金未加入期間や健康保険未加入状態を防止する。また、未納分住民税特別徴収も「番号」によって確実に再就職先へ引継ぐことができる。

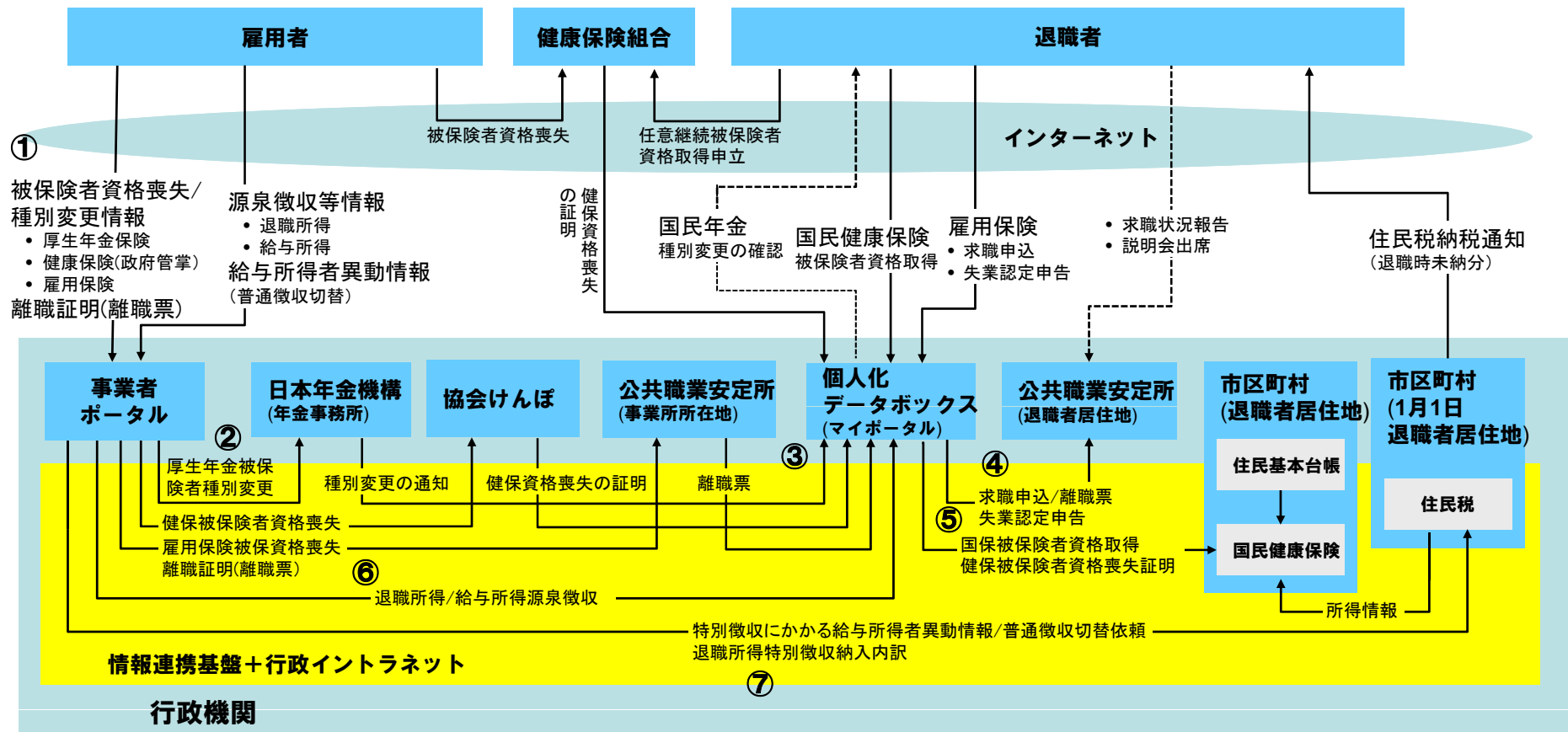
【概要】

- ① 事業者ポータルサイトでは雇用者が行う被用者に関する行政手続が被用者のイベント(入社、転勤、退職等)単位で用意され、イベントに必要な手続のデータは雇用者の人事システムからインポートするためのAPIが用意される。複数の手続に共通する項目の殆どはインポート可能であり、各手続の個別項目の一部を補完的に入力することによって各所管機関へ情報が転送され、ワンクリックで手続が完了する。
- ② 退職による厚生年金被保険者資格喪失および国民年金1号被保険者資格取得は、雇用者による被保険者種別変更手続により1ステップで処理され、退職者本人はその結果をマイ・ポータルで確認する。また、退職者に3号被保険者である配偶者がある場合、年金記録上「番号」によって関連付けられるため、退職者本人の被保険者種別変更に関連して種別変更される。このことにより、退職者本人および配偶者による年金被保険者資格適用に関する手続は不要となる。
- ③ 退職後の健康保険については、国民健康保険被保険者となる、配偶者等の健康保険被扶養者となる、退職前の健康保険の任意継続被保険者となる等の多様な選択肢があり、退職に伴って雇用者が被保険者資格喪失手続を行った後、新しい健康保険への加入手続はマイ・ポータルを利用して本人が行う。マイ・ポータルは退職者に最適な健康保険の選択を可能とするナビゲーション機能や、前の健康保険被保険者資格喪失を証明する情報連携機能等を提供する。
- ④ 雇用保険失業給付の受給は、退職後の生活計画や意思による本人の判断が必要であり、退職に関連して自動的に手続を行うことは適当でない。したがって、雇用者は退職者の雇用保険被保険者資格喪失と失業給付を受給するための離職証明(離職票)の手続を行い、その結果をマイ・ポータルの個人化データボックスに記録して、その後の手続は退職者の判断による。離職票や求職申込の情報は「番号」により、退職者本人、雇用者、公共職業安定所で共有し、求職相談や給付額や時期の判断に供する。

【概要(続き)】

- ⑤ 国民健康保険加入を選択した場合、退職者の居住地市区町村への手続により被保険者資格を取得する。この場合、市区町村は前の健康保険被保険者資格喪失を「番号」によって個人化データボックスを閲覧して確認する。また、被保険者の要件や国民健康保険税額(料金)算定のために「番号」により次の情報連携を行う。
 - 当該市区町村の居住者であることの確認のための住民基本台帳との連携
 - 国民健康保険・所得割額算定のための住民税課税情報との連携
 - 住民税課税市区町村(1月1日居住地)が異なる場合、当該課税市区町村の住民税課税情報との連携
- ⑥ 雇用者は退職所得および退職時までの現年度給与所得に関わる源泉徴収情報をマイ・ポータルの個人データボックスに記録する。退職者はこの情報により所得税確定申告を行う。あるいは年度内に再就職する場合は新しい雇用者による年末調整のためにこの情報を提供する。
- ⑦ 雇用者は退職者からの住民税特別徴収義務がなくなった旨を課税市区町村に届出る。この場合、年度途中の退職で発生する特別徴収未納額の納付方法を選択し指定する。
 - 退職時に未納分を雇用者(特別徴収義務者)が一括徴収・納付する
 - 未納分を普通徴収として退職者本人に通知し、徴収する
 - 年度内に再就職する場合、新しい雇用者に未納分の特別徴収義務を引継ぐ

- 雇用者は事業者ポータルサイト(仮称)により退職者のイベント単位にワンクリックで行政手続を行う。
- 退職後、退職者本人が行う手続はマイポータルによるナビゲーションにより簡便・確実に処理できる。
- 手続に必要な証票等の情報は「番号」によりマイ・ポータルの個人化データボックスに集約され退職者と行政機関等で共有する。
- 特に、国民年金に関しては退職者本人および3号被保険者たる配偶者の被保険者資格に関する手続を雇用者による種別変更でワンストップ化する。



【考察】**1. 事業者ポータルとマイポータルの連携**

被用者の退職に伴う行政手続では、雇用者の行う被保険者資格喪失等の手続を受けて、退職後の資格取得等、退職者本人が行う行政手続がある。通常、雇用者は退職者に対してこれ等の手続に関する十分な説明と必要書類の提供は行うが、手続を代行することはできない。

したがって、退職者が行う手続に関してはマイポータルによる十分なナビゲーションと共に、雇用者が提供する必要書類(個人情報)に関して「番号」による事業者ポータルとマイポータルの連携機能が求められる。

2. 国民年金保険被保険者種別変更のプッシュ型手続

被用者は退職と共に厚生年金被保険者(国民年金2号被保険者)資格を喪失し、通常、国民年金1号被保険者となる。しかし、資格喪失の手続は雇用者が行うが、国民年金1号被保険者資格取得手続は退職者が行うことになっているため、これを怠ると年金未加入期間が発生する。特に再就職までの期間が長い場合は、年金受給時に不利益を受ける。また、退職者の配偶者が国民年金3号被保険者に該当する場合、雇用者は配偶者に関して何の手続も行わないため、本人が種別変更手続をしない限り3号被保険者のまま未納状態となり、同様な不利益を受ける。

当ケースでは、仮に2号被保険者から1号被保険者への種別変更手続を想定して雇用者がこれを行うこととし、この手続において、年金機構で当該退職者に3号被保険者該当の配偶者が確認できた場合は、配偶者についても連動して種別変更されることとした。

もちろん、退職者が短期間の内に再就職して厚生年金あるいは共済年金等他法制度の被保険者となるケースや3号被保険者が被用者となるケース等、単純な種別変更では対応できないケースもあると考えられるが、退職時雇用者、再就職先雇用者および年金機構が「番号」によって退職者の情報を共有してプッシュ型の手続を可能にすることが望まれる。

出産・育児の給付等に関するケース

【現状の処理】

① 妊産婦・新生児に関する手続

- 母子健康手帳に健診、出産、必要な手続の証明等を記録する。
- 出生届を居住地または本籍地市区町村に提出する。(戸籍および住民基本台帳記載)
- 子ども手当認定請求または額改定認定請求を居住地市区町村に行い、給付を受ける。(2011年10月以降は未定)

② 出産における手続

- 出産手当金、出産一時金の請求を、雇用主を通じて健保組合もしくは協会けんぽに提出し、手当等の給付を受ける。
- 健康保険被扶養者変更届けを、雇用主を通じて健保組合もしくは協会けんぽに提出する。
- 給与所得者の扶養控除等申告書を雇用主に提出し、所得税等の扶養控除を受ける。

③ 育児休業等の手続

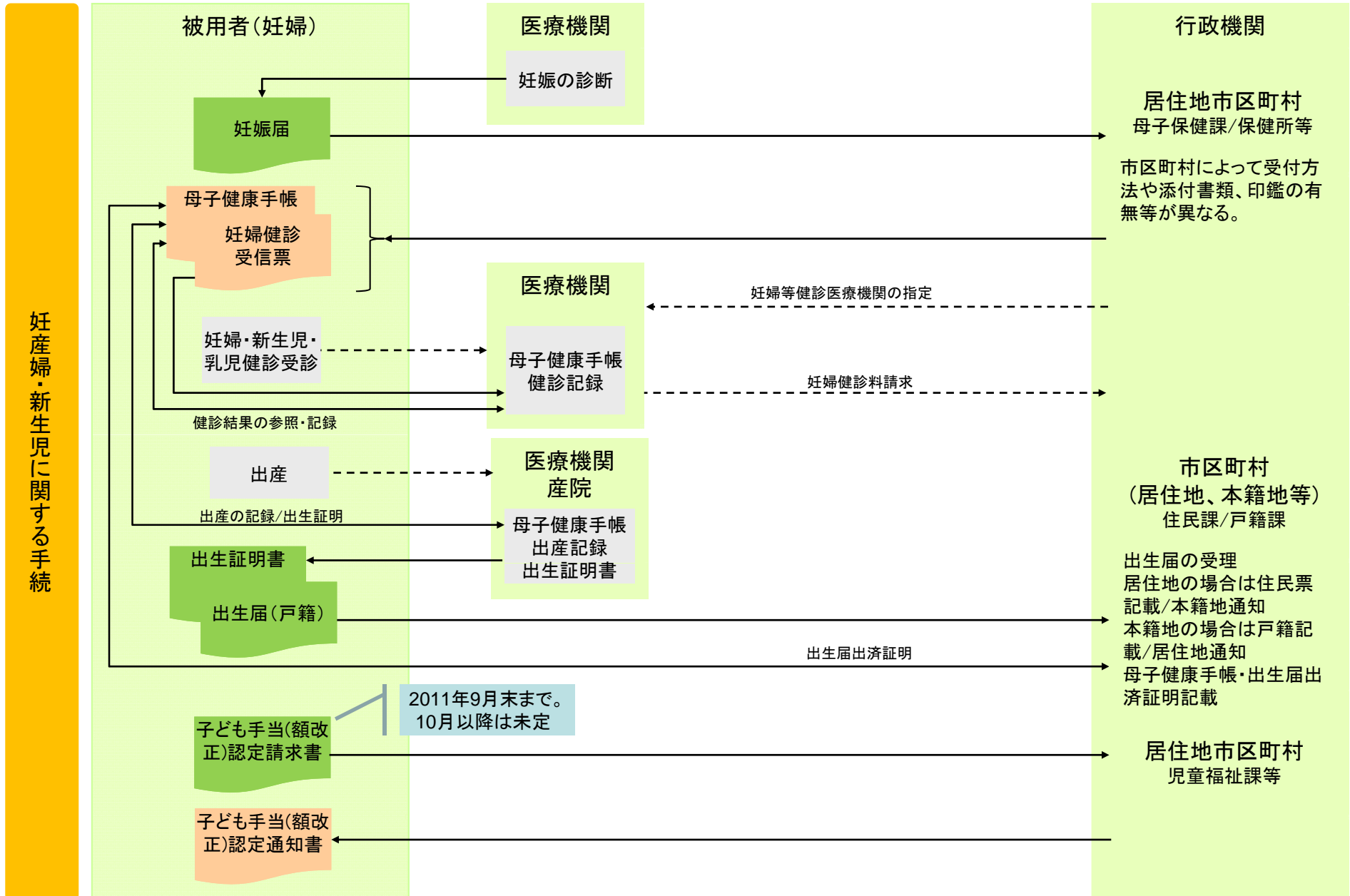
- 育児休業取得及び終了の申出を雇用主を通じて健保組合ならびに年金事務所に通知し、休業期間中の保険料の免除を受ける。
- 育児休業給付金及び職場復帰給付金の申請を、雇用主を通じて公共職業安定所に行い、給付を受ける。

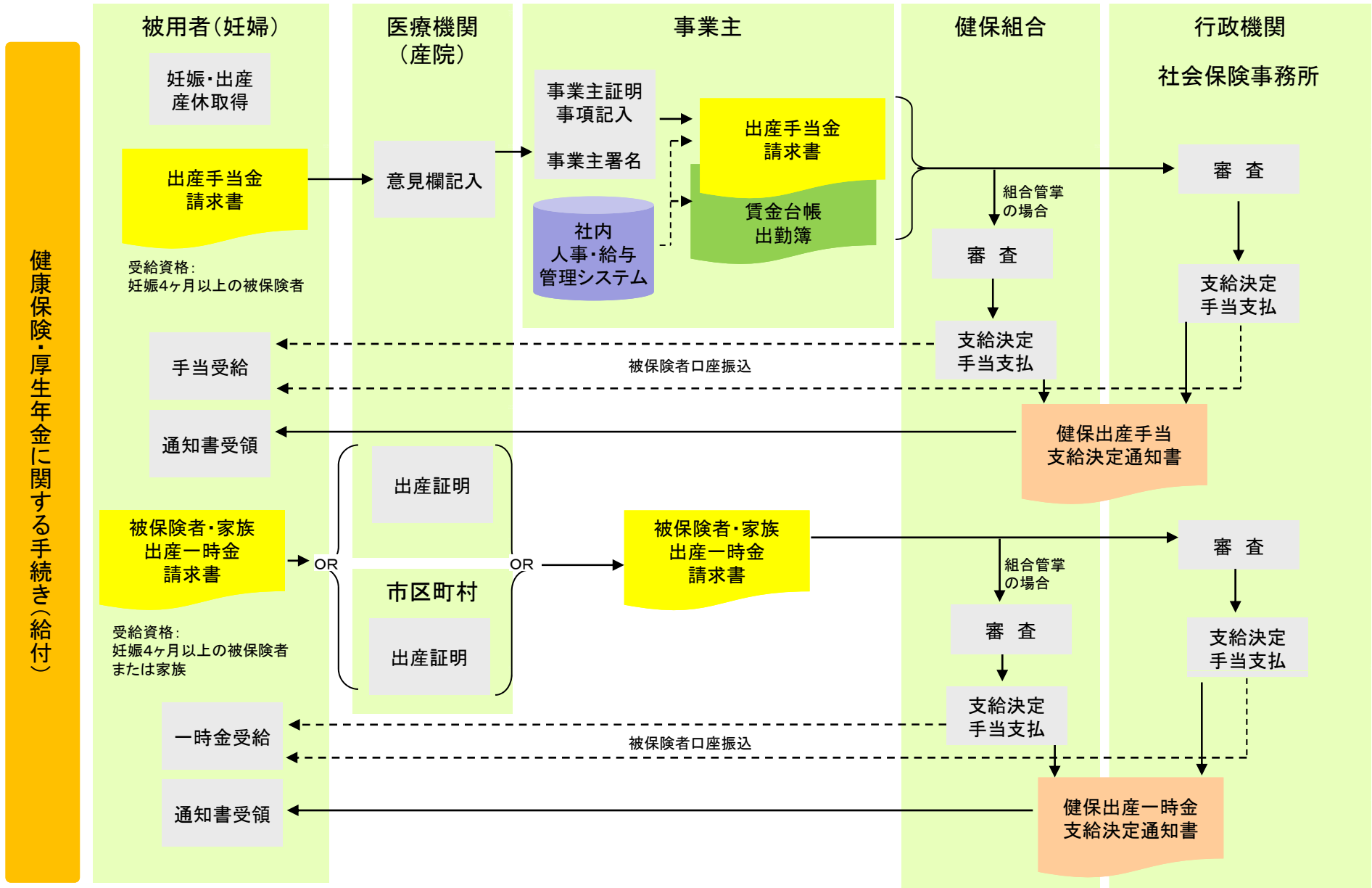
【現状の課題】

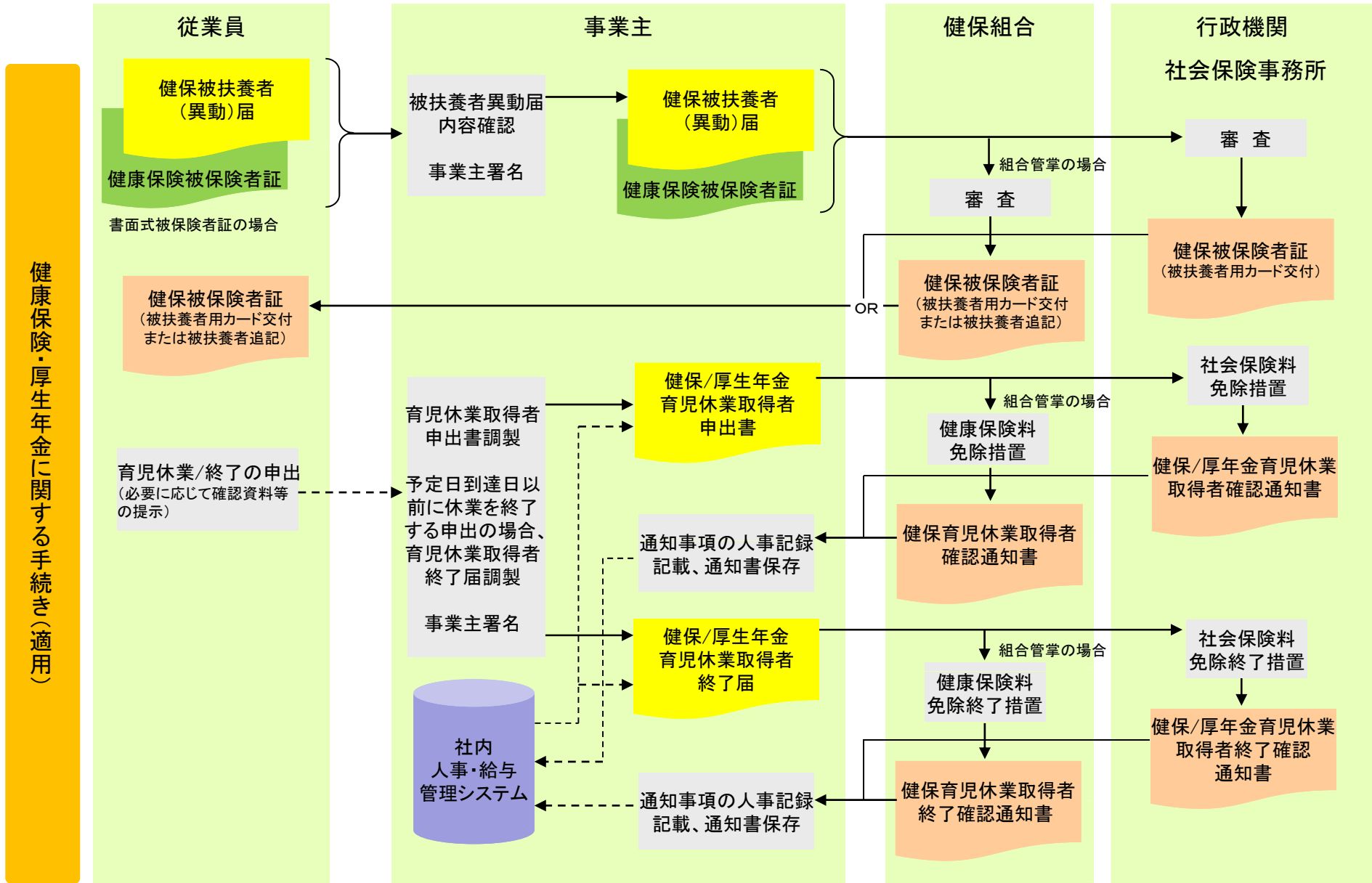
- 扶養者の変更や各種給付金請求に伴う窓口が多岐にわたるため手続が煩雑である。
- 手当金や給付金支給に関する条件等が複雑なため制度を知らないと給付を逃す恐れがある。

【共通番号導入による改善ポイント】

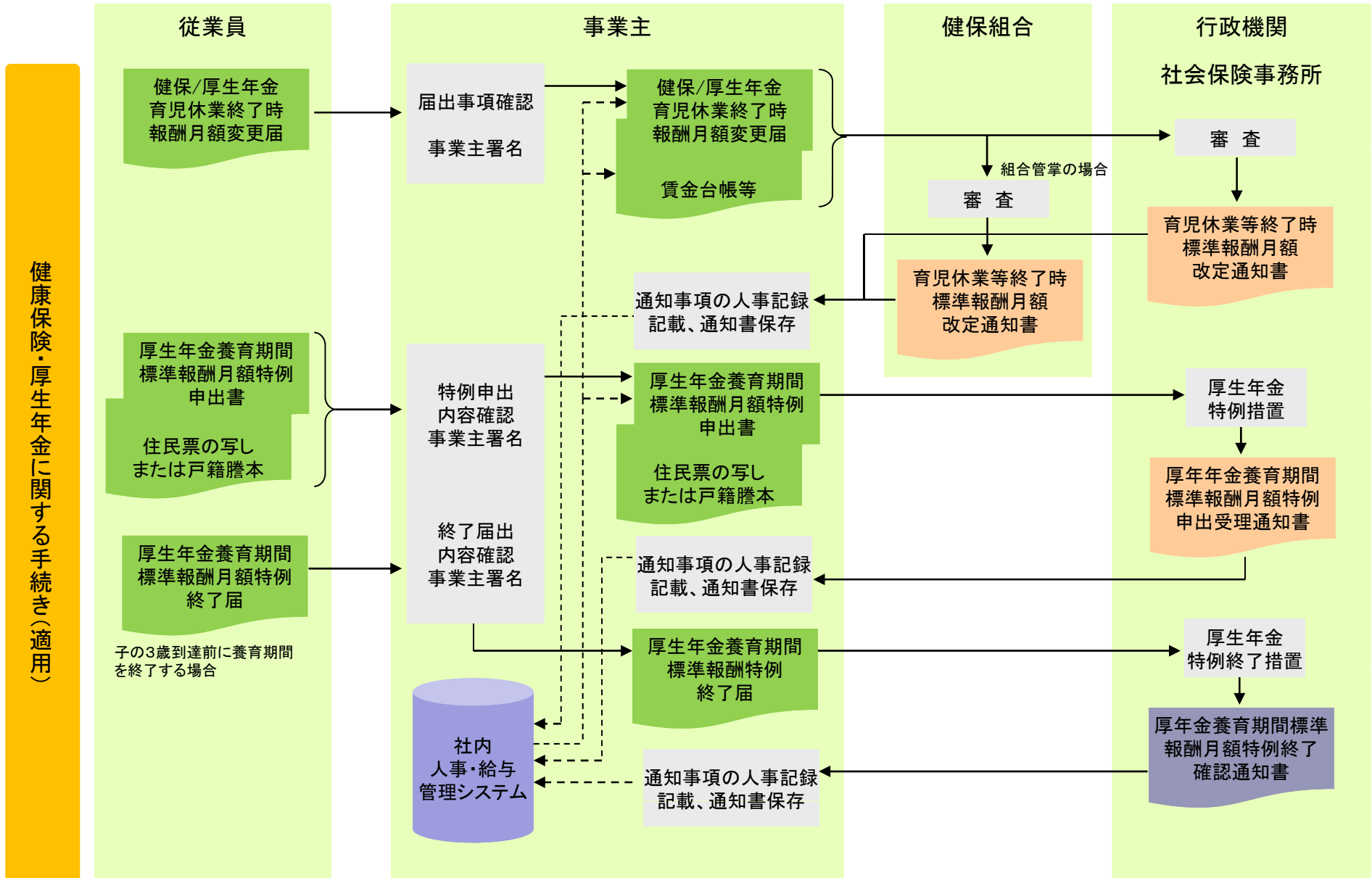
- 出産時、育児時で必要な申請がワンストップで行えるようになる。
- 給付制度に合致した条件を個人単位で補足可能になり、プッシュ型で給付が受けられるようになる。

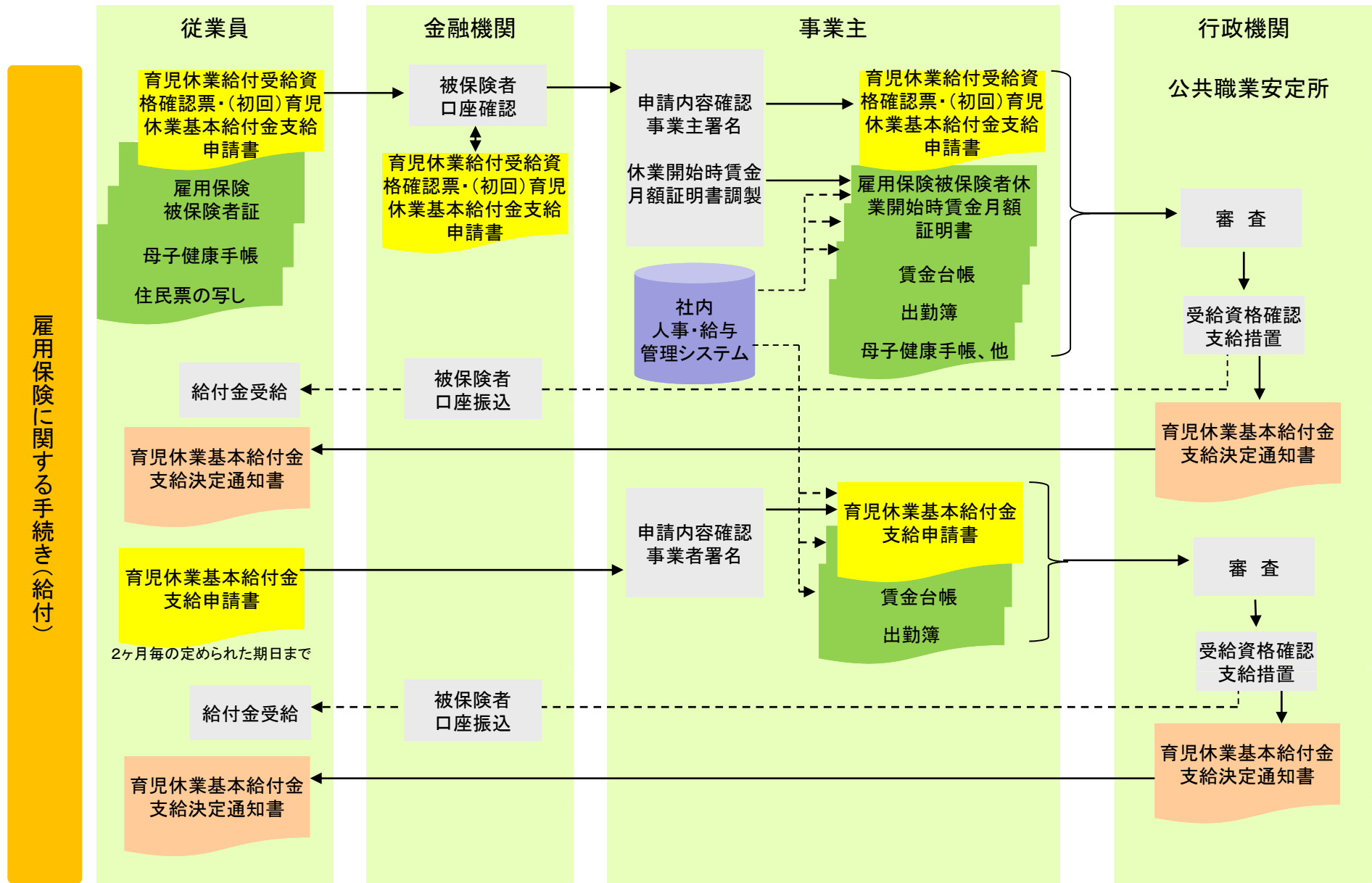


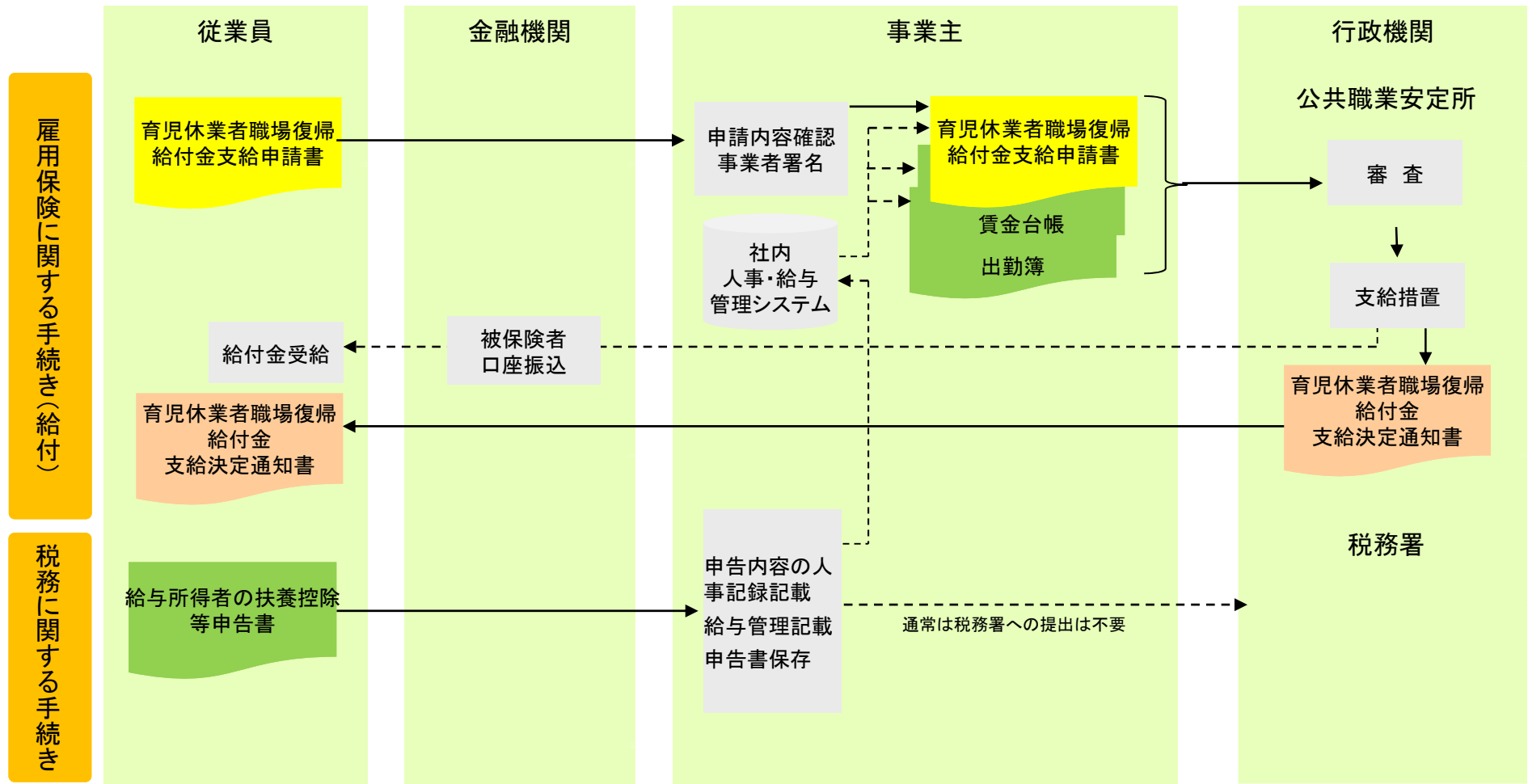




健康保険・厚生年金に関する手続き(適用)







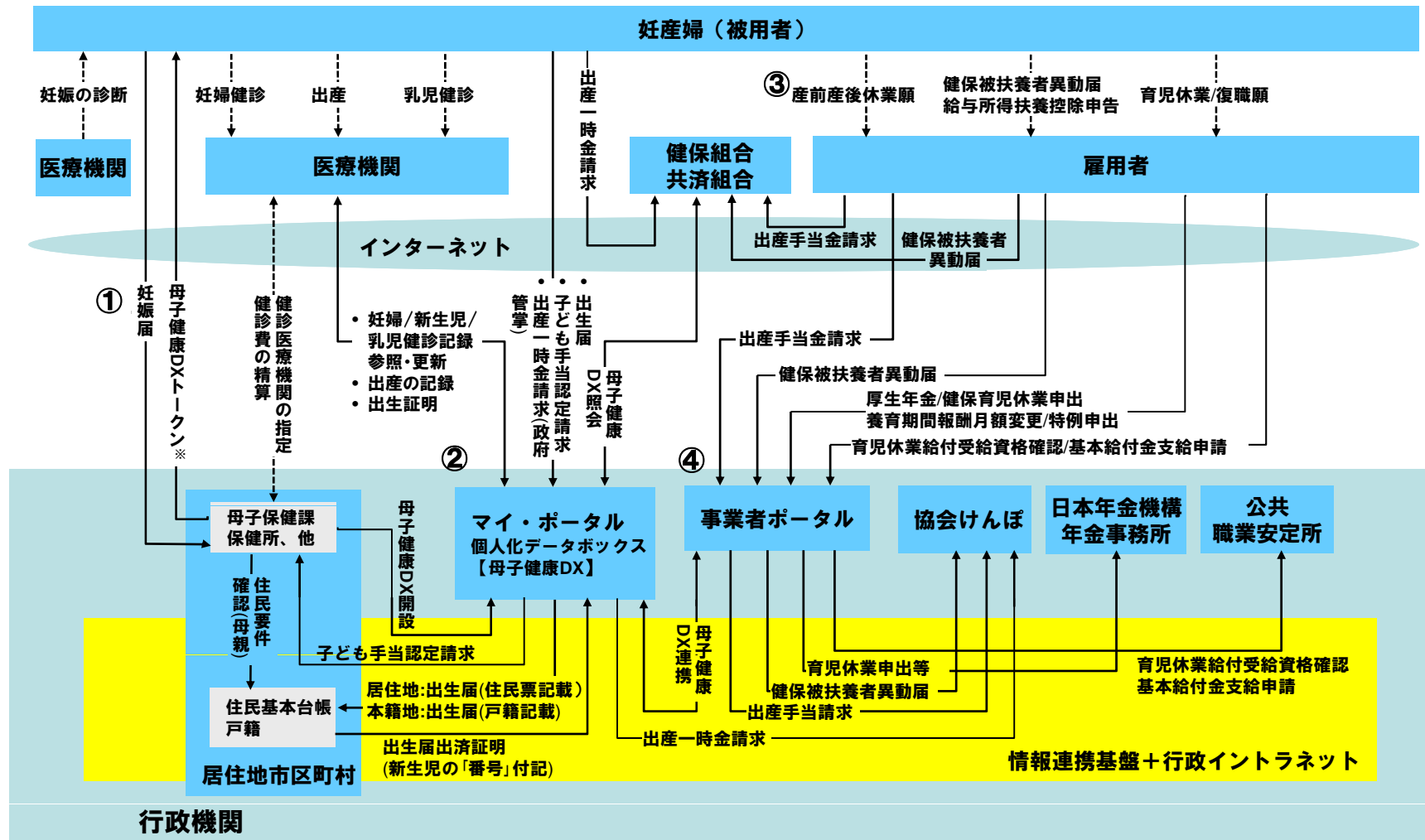
【狙い】

1. 出産・育児に関わる情報を統合した母子健康手帳を個人化データボックス化（母子健康データボックス・仮称）し、妊産婦本人と医療機関や健康保険等のサービス機関で「番号」により情報連携（共有）してサービスの手続に関する妊産婦の負担を軽減する。
2. マイ・ポータルにより、妊娠から保育までの期間に受けるべき健診サービスや給付等とその手続を時系列的に個人化してナビゲーションし、妊産婦と新生児の健康と利益を保護する。

【概要】

- ① 市区町村の保健センター等への妊娠届によって、母子健康手帳の情報を記録するための母子健康データボックス(仮称)を開設する。母子健康データボックスは妊産婦の「番号」によって識別され、生まれた子の3歳児健診まで継続的に管理され、妊産婦および医療機関、健康保険組合等の関係機関で情報共有される。妊産婦には母子健康手帳に代わって自己の母子健康データボックスへアクセスするためのトークンが交付される。
- ② 母子健康データボックスには医療機関によって妊婦健診、出産の状態、乳児健診等の記録、出生証明等が記録され、マイ・ポータルから出生届や子ども手当認定申請、出産一時金請求等の手続をするときに証票情報として健康保険組合や公共職業安定所等のサービス機関がアクセスする。(図では一部省略している)
- ③ 産前産後あるいは育児中の被用者は休業願等の必要最小限の社内手続によって、休業中の手当や給付等の必要なサービスに関する手続を雇用者に依頼する。
- ④ 被用者である妊産婦の休業期間中の手当や給付金および社会保険料の減免等に関する手続は妊産婦(被用者)の休業願等の社内手続により雇用者が事業者ポータルのナビゲーションによって行う。事業者ポータルと母子健康データボックスとの情報連携(共有)により出生証明や出生届出済証明等の手続に必要な情報を被用者の「番号」とトークンによって参照する。また、雇用者がこれらの手続に共通して証明する給与や出勤状況の証憑となる賃金台帳や出勤簿の情報(写し)も個別の手続に添付する代わりに母子健康データボックスに記録しサービス機関の参照に供する。

- 母子健康手帳情報をデータボックスとして妊産婦、医療機関、健保組合、職業安定所等で共有し、手続の簡素化を図る。
- マイ・ポータルを通じて母子健康情報により必要な健診やサービス手続に関する個人化したナビゲーション・サービスを提供し、妊産婦および新生児の健康と利益を守る。



※母子健康データボックスへのアクセス権の認証手段

【考察】

1. 母子健康データボックスの考え方

妊娠届によって市区町村から交付される母子健康手帳は母子健診のほか出生届や手当等の受給手続に必要とされる情報が記載される(別表参照)。妊産婦は健診や手続のために母子健康手帳を常時携行し必要に応じて提示することが求められる。

この情報を妊産婦本人および医療機関、健康保険組合、行政機関等で情報連携(共有)するために、マイ・ポータルの下で専用の個人化データボックスとして管理するというのが母子健康データボックスの考え方である。また、妊産婦が被用者である場合、雇用者を經由して行う手続のために賃金台帳や出勤簿等の必要な証票情報を記録することも考えられる。

このデータボックスには次のようなアクセスを想定する。

- 妊産婦本人

母子健康データボックス開設時にアクセス権認証のためのトークンを受取る。トークンの媒体ICカードや携帯電話等を本人が選択する。PCや携帯電話等により自己記録事項の入力と全ての記録項目の閲覧が可能。データボックスは6歳児健診後に閉鎖される。

- 医療機関

妊婦健診、出産、新生児・乳児健診を記録する。データ入力の方法については検討が必要であるが、市区町村の保健センターを經由することが考えられる。医師や保健士等が健診のために母子健康データボックスを閲覧する場合は妊産婦本人のトークンによってアクセス権を付与する。

- 市区町村

出生届の出生証明書を廃止して、母子健康データボックスの出生証明で確認する。また、届けられた子の名前により出生届出済証明を記録する。

- 健保組合等サービス機関

出産手当金請求書の医師等の意見欄や出産一時金請求書等の出生証明書添付を廃して、母子健康データボックスの出生証明または出生届出済証明で確認する。

なお、上記データボックスは民間サービスとして想定することも可能である。

2. 戸籍手続のオンライン化と情報連携

当ケースではマイ・ポータルによる出生届を想定しているが、現時点で戸籍オンライン・システム^{※1}を導入している市区町村はない。また、戸籍に「番号」制度を適用することについても十分検討されているとはいえない。

また、戸籍は個人を公証する基本的な情報であり、社会保障分野でも個人の身分関係公証のために戸籍謄抄本の添付を求める手続は多く^{※2}、住民票と共に重要な情報連携の対象である。

したがって、「番号」制度をより効果的に実現するためには、戸籍に関して次の点を推進する必要がある。

- ① 全市区町村での戸籍オンライン・システムの早期導入
いわゆる戸籍の電算処理を実施している市区町村は1,412団体(全団体の76.5%/2008年自治日葡調)であり、戸籍オンライン・システム的前提である戸籍簿のデジタル化自体が非常に遅れており、早急な導入促進策が必要である。
- ② 「番号」を戸籍記載事項とするための制度改正および運用
現行制度においては本籍および戸籍筆頭者によって戸籍が識別され、個人は戸籍の記載事項として名で識別される。「番号」制度を戸籍に適用して個人を識別する場合、戸籍単位(同一戸籍の個人集合)の識別方法を検討する必要がある。韓国のように戸籍簿の役割に着目して個人単位の家族関係登録制度とすることも考えられる。
- ③ 情報連携基盤を経由した関係サービス機関からの「番号」による戸籍閲覧への対応
上記②のように戸籍簿編成方法の改正が必要である。

※¹戸籍オンライン・システム：2004年の戸籍法施行規則改正(79条の2)によって電子情報処理組織を使用して行う戸籍手続のためのオンライン・システム

※²戸籍謄抄本の交付件数：39,871千件(2009年法務省調) 【参考】住民票の写し交付件数：75,029千件(2005年総務省調)

【別表】母子健康手帳の項目

項 目		記入者	備 考*
保護者	母氏名/生年月日/職業	妊婦	「番号」付記
	父氏名/生年月日/職業		「番号」付記
	居住地/電話番号		
出生届出済証明	子の氏名/性別	市区町村	「番号」付記
	出生都道府県・市区町村		
	出生年月日		
	出生届受理市区町村長氏名		電子署名認証
妊婦の健康	身長等/病歴/常用薬/生活習慣	妊婦	
	妊娠歴		
	夫の健康状態		
妊婦の職業等	職業/職場環境/勤務時間/通勤等	妊婦	
	居住環境(戸建、集合、騒音等)		
	産前・産後休業期間		
	育児休業期間		
妊娠中経過	妊娠週数/子宮底長/腹囲等(14回分)	医療機関	
	梅毒血清反応/B型肝炎抗体検査等	妊婦	
	最終月経月日/妊娠初診日等		
出産状況	娩出日時/分娩の状態	医療機関	
	児の状態(性別/胎数/計測値等)		
	所見/処置等		

項 目		記入者	備 考*
証明	出生証明書/死産証明書	医療機関	
	医師/助産師氏名		電子署名認証
産後の記録	母体の経過	医療機関/親	
	体重の変化		
	歯科健診		
母親学級受講記録		親	
新生児記録	早期新生児期	医療機関	
	退院時		
	晚期新生児期		
乳幼児の経過	1ヶ月健診/観察記録	医療機関/親	
	3～4ヶ月健診/観察記録		
	6～7ヶ月健診/観察記録		
	9～10ヶ月健診/観察記録		
	1歳健診/観察記録		
	1歳6ヶ月健診/観察記録		
	2～6歳健診/観察記録		
予防接種の記録		医療機関	

*備考：電子化する場合の追加要件

老齡年金給付裁定請求手続きに関わるケース

【現状の処理】

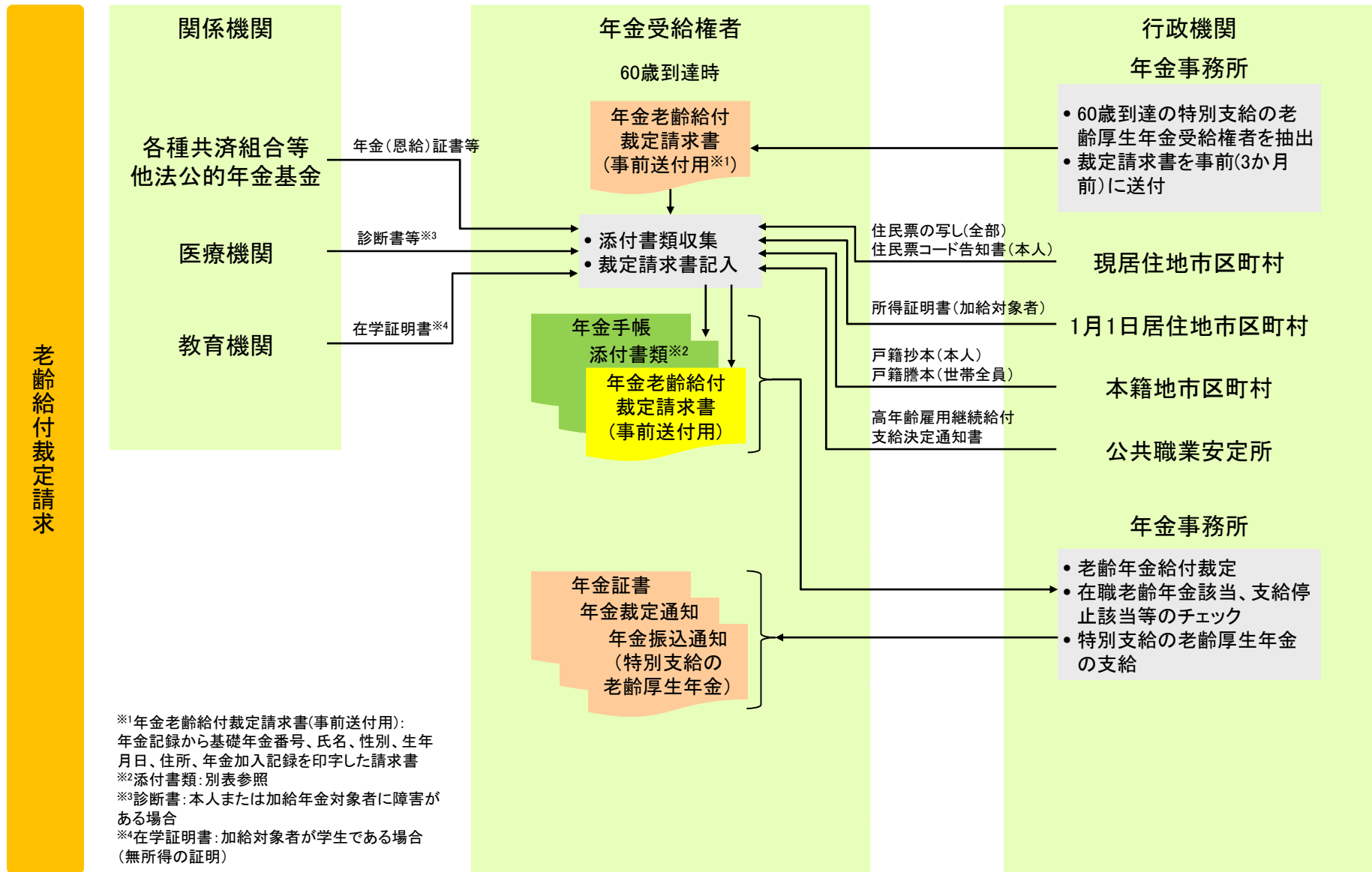
- 特別支給の厚生年金老齢給付受給権者(特別支給受給権者)は60歳到達時に別表に示す証明書類を各機関から収集、年金事務所から事前送付された老齢給付裁定請求書に添付して年金事務所に提出し、特別支給を受給する。
- 特別支給受給者でない者は65歳到達時に同様の手続をとる。特別支給受給権者は65歳で受給権を失うため改めて基礎年金、厚生年金の裁定請求を求められるが、その手続きは確認程度の軽微なものである。
- 老齢給付受給開始後の現況確認は住民基本台帳ネットワークの本人確認情報によって行われるが、確認不能な場合、現況届の提出が求められる。

【現状の課題】

- 必要な添付書類の条件が複雑であり、収集にかなりの時間と労力が生じ請求者の負担が大きい。
- 60歳到達と65歳到達時に手続が発生するが、手続の存在を知らないと老齢年金の受給、もしくは正規の年金額の受給が受けられない場合がある

【共通番号導入による改善ポイント】

- 証明書類の添付書類の削減もしくは効率化
- 事前通知の「番号」による電子化と内容の充実



老齢給付裁定請求

※4年金老齢給付裁定請求書(ハガキ):
65歳に到達する特別支給の老齢厚生年金受給権者(支給停止中も含む)に特別支給終了と老齢基礎、厚生年金の給付裁定請求を促すために送付される。様式はハガキ用紙(下図)に請求者氏名等を印字したもの。特別支給の老齢厚生年金受給権者でない場合は、この時点で事前送付用請求書が送付される。

国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書

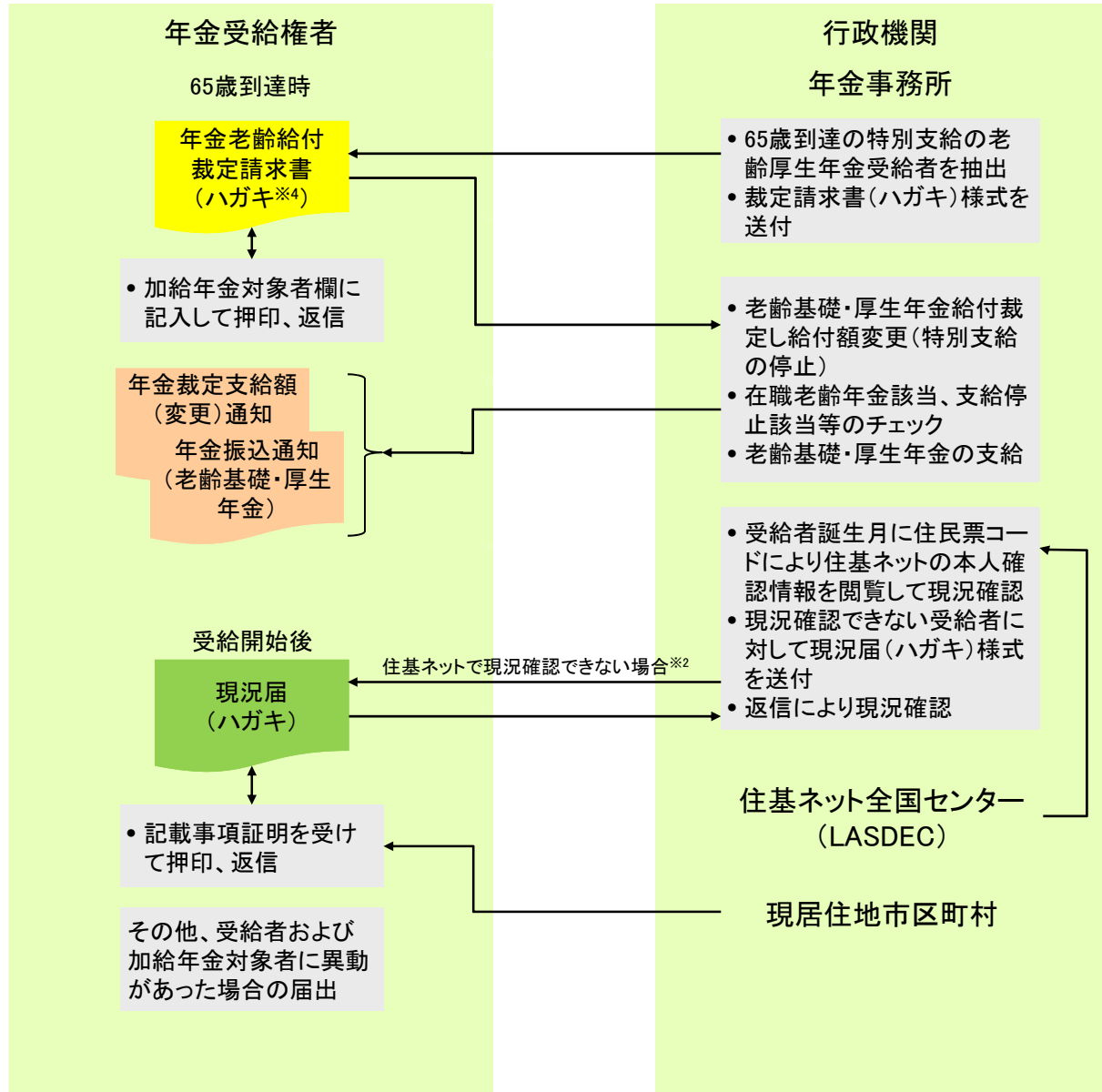
※ 裏面の注意事項をご覧の上、ご記入ください。

年金証書の基礎年金番号-年金コード	生年月日
大正 昭和	年 月 日
住所	〒
フリガナ	他の年金の管理機関(制度名)と年金証書記号番号等
氏名	管理機関 記号番号等
フリガナ	管理機関 記号番号等
氏名	氏名
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

欄下げ希望欄
欄下げ希望(65歳以降に支給)を希望される方は、右枠内のいずれかを○で囲んでください。

- ※2住基ネットで現況確認できないケース:
- 住基ネット不参加の市区町村の居住者
 - 外国に転出した場合
 - 最近住民票コードを変更した場合
 - 氏名、生年月日が一致しない場合

老齢給付受給



【別表】年金保険老齢給付裁定請求の添付資料

裁定に必要な添付資料		発行機関(情報管理機関)	給付裁定に必要な理由	情報連携による省略
年金手帳 基礎年金番号通知書	本人、配偶者	日本年金機構	本人確認(基礎年金番号、氏名、生年月日等)	可能(註1)
雇用保険被保険者証・雇用保険受給資格者証 高年齢雇用継続給付支給決定通知書	本人	公共職業安定所	雇用保険の給付状況 (併給調整、在職老齢年金)	可能
戸籍抄本(戸籍記載事項証明書)	本人	請求者本籍市区町村	氏名、生年月日の確認	可能
戸籍謄本(戸籍全部記載事項証明書)	世帯全員	各世帯員本籍市区町村	配偶者・子の氏名等確認	可能
住民票の写し(生計維持証明書または申立書)	世帯全員	請求者居住地市区町村	生計維持関係の確認	可能
所得証明書／課税(非課税)証明書	本人、配偶者、子	請求者居住地市区町村	生計維持関係の確認	可能
年金証書・恩給証書	本人、配偶者	日本年金機構、年金基金等	他公的年金・恩給の受給権確認	不可能
年金加入期間確認通知書 農林共済組合員期間証明書	本人、配偶者	日本年金機構／年金基金等	年金加入期間判定	不可能
預金通帳	本人	金融機関等	給付金振込先口座	可能
在学証明書	子	在学中の教育機関	生計維持関係の確認	可能
健康保険被保険者証	本人、配偶者、子	健康保険組合/協会けんぽ 市区町村(国保)	生計維持関係の確認	可能
医師の診断書／身障者手帳	本人	医療機関、保健所	障害年金、加給年金判定	不可能
住民票コード告知書	本人	居住地市区町村	給付期間の現況確認	可能

註1:本人認証による電子請求の場合(対面請求の場合は省略不可)

【狙い】

1. 現行の国民年金・厚生年金老齢給付裁定請求書の事前送付をマイ・ポータルにより電子化し、基礎年金番号、氏名、加入記録等の年金記録に加えて「番号」による情報連携で事前入力項目の範囲を拡大し、添付資料を削減して請求者の負担を軽減する。
2. 特別支給の老齢厚生年金受給権者が65歳到達時に行う特別支給終了に伴う裁定手続(ハガキによる返信)を自動化することで、手続漏れによる受給権者の不利益を回避する。
3. 年金受給者および加給年金対象者の現況確認を確実にいき、不正受給等を防ぎ公正な支給管理を行う。

【概要】

- ① 年金記録から60歳に到達する特別支給の老齢厚生年金(以下特別支給という)受給権者を抽出し、基礎年金番号、年金加入記録等の年金記録項目に加えて「番号」による情報連携で他情報保有機関からも必要項目を事前入力し、マイ・ポータルを経由して受給権者に送信する。
- ② 特別支給受給権者は事前入力項目の内容を確認し、必要な修正を加えてマイ・ポータルから返信する。この場合、他法公的年金の年金証書あるいは加給年金対象者が障害者であることの医師の診断書やX線フィルム等、現物もしくは行政内で情報連携できないものについては書面の画像を電子化(PDF等)して請求書に添付するか別送とする。別送の場合は裁定請求を受信したときに通知される受付番号を付記する。
- ③ 65歳に到達した特別支給受給者および通常の老齢給付受給権者^{*1}を上記①と同様に年金記録から抽出し、特別支給受給者には特別支給の終了と老齢基礎/厚生年金の給付開始を自動的^{*2}に裁定し通知する。同時に支給額が変更になるので支給額変更の通知も行う。この通知に対して受給者に疑義がある場合は年金相談等に対応する。通常の老齢給付受給権者に対しては上記②と同様の手続となるので、流れ図および概要説明は省略する。
- ④ 現状では住民票コードにより住基ネットの本人確認情報を照合して受給者の現況確認を行っているが、当ケースでは情報連携基盤を通して被保険者が居住する市区町村の住民基本台帳情報と「番号」により照合することで現況確認を行う。そのメリットは次のとおりである。
 - a. 住民基本台帳を世帯単位で照合することにより加給年金対象者の現況も同時に確認可能(住基ネットの本人確認情報は個人単位で世帯情報が含まれない)
 - b. 「番号」の発番を受けた者が海外転出している場合は住民票の除票との照合により本籍地へ戸籍あるいは戸籍附票と照合し現況(生存)確認可能
 - c. 外国籍の居住者は2012年から住民基本台帳記載が予定されており、日本国民と同様に確認可能(住基ネットでの対応は遅れると推測される)
 - d. 市区町の住基ネット不参加等により住民票コードが発番されていないケースでも確認可能。ただし、地方公共団体の事情で住民票コードが発番されていないケースでも「番号」を発番されるか否かは確認できていない。

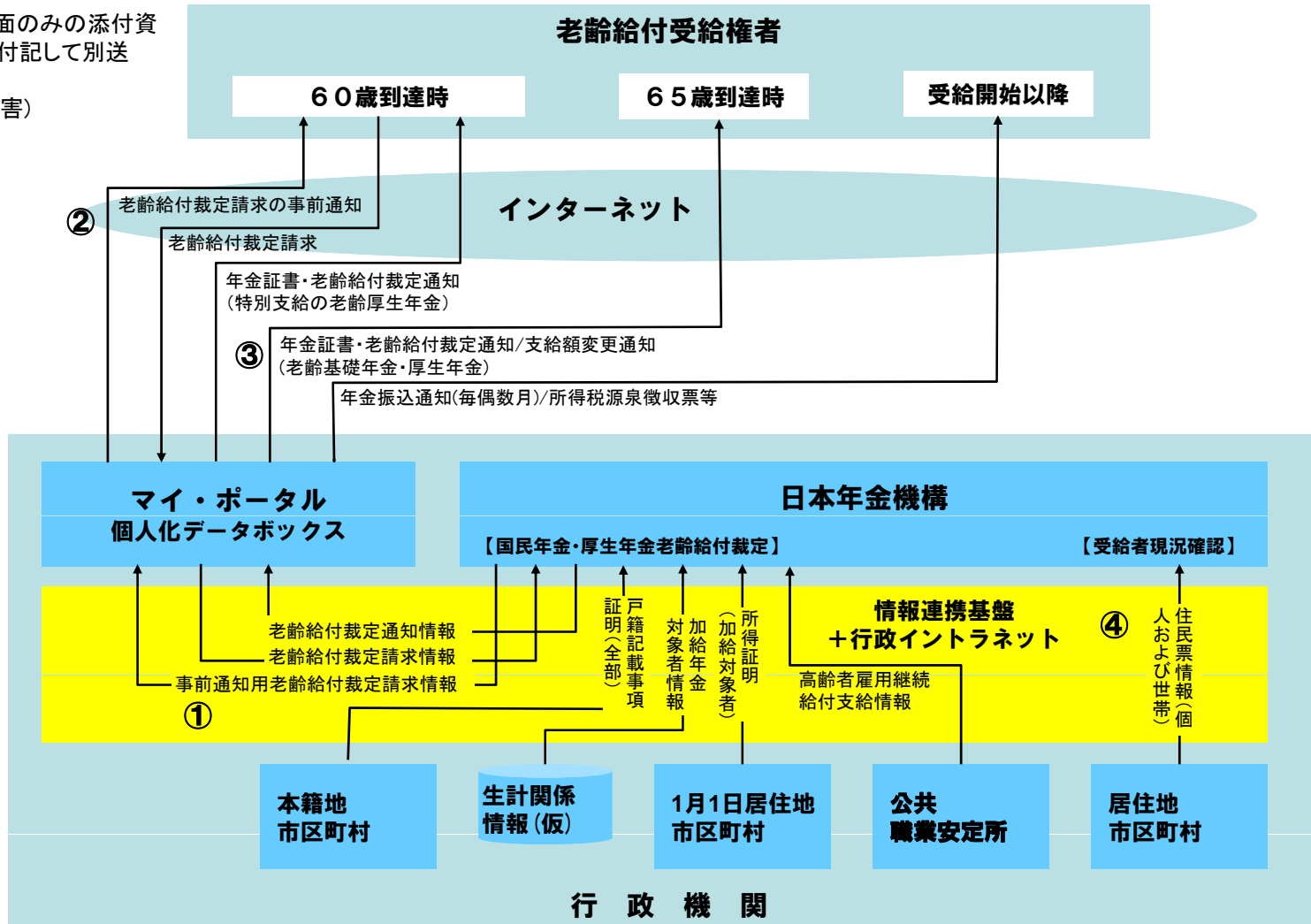
^{*1}通常の老齢給付受給権者：国民年金保険料納付期間が25年以上で厚生年金保険加入期間が1年未満の者

^{*2}受給権者の請求手続なしに裁定するという意味

- 年金老齢給付受給権者の60歳または65歳到達時に裁定請求に該当することをマイポータルを通じて通知する。
- 裁定請求に必要な添付書類は原則的に情報連携基盤を通じて「番号」により情報保有機関から入手する。
- 特別支給の老齢厚生年金受給者の65歳到達時の裁定手続は省略し、年金機構から自動的に通知する。
- 年金受給者の現況確認は、住基ネット本人確認情報照合を廃し、受給者の居住市区町村の住民票照合で行う。

現物あるいは書面のみの添付資料は受付番号を付記して別送

- 他法年金証書
- 診断書(子の障害)
- 在学証明



【考察】

1. マイ・ポータルを活用したプッシュ型行政サービスの拡充

当ケースでは、現行の老齢給付受給権者への裁定請求書事前送付をマイポータルを通じて行う仕組みを想定した。また、年金機構で把握可能な請求項目を、年金記録とともに「番号」による他情報保有機関との情報連携により入手した情報も事前入力し、請求者の負担軽減を図ることができる。事前入力可能と思われる請求項目を別表に示す。

2. 「番号」による本人確認

現行の裁定請求では、請求者の本人確認は請求書に住民票コードの記入または戸籍抄本（もしくは住民票の写し）の添付によって行われる。また現行のオンラインによる裁定請求では公的個人認証による確認が求められている。当ケースではマイ・ポータルのログオン時に「番号」に係る本人認証が行われることを想定した。しかし、大綱第3 V 「番号に係る本人認証等の在り方」2.において、著しく異常かつ激甚な非常時対応を除き「番号」のみで本人確認を行うことを禁止しており、この点についてはマイ・ポータルの位置づけ※を含め、統一された更なる検討が求められる。

3. 住基ネットおよび住民票コードと「番号」制度の関係

前項の本人確認や年金受給者の現況確認などは、現在は住基ネットを通じて行われている。そのために、年金記録には住民票コードが記載されているが、当ケースでは「番号」に置き換えることを想定している。住基ネットの本人確認情報に代えて受給者の居住地市区町村の住民基本台帳を照合することとしており、そのメリットは概要④のとおりである。

しかし、住民基本台帳は市区町村によってその様式が異なり、氏名等に含まれる外字や異体字の判断が統一されていない、等の課題があり、その解決には住基ネット導入時の仕様等が参考になる。この問題は、当ケースだけではなく、大綱第2-2(5)【住民票の写しの添付が省略される手続の例】で示される手続すべてに関わる問題である。

既に200を超える行政手続で住基ネットの本人確認情報が利用されており(住民基本台帳法別表二~五)、情報連携基盤に住基ネットが含まれることになるのか、個別の運用になるのか、双方の位置づけを明確にする必要がある。

なお、上記大綱第2-2(5)では「住基ネットを活用することにより、住民票(の写し)の添付を省略」という表現があり、住基ネットと「番号」制度の関係が曖昧である。「住基ネットを活用」が住民票コードによる本人確認情報の活用の意味であれば、「番号」制度とは関係なく現状どおりである。住民票コードに代わって「番号」による活用の意味であれば「住民票コード」は不要となり、大綱第3-Ⅱ 1(2)「住民票コードに一对一对応した「番号」」の意味がなくなる。

※マイ・ポータルの位置づけ:「番号」によるマイ・ポータルへのログオンの本人認証を各サービス機関へのログオン・本人認証として位置づけるか、等の検討

項目		提示・添付資料	情報源・管理機関	項目の目的	事前確認*1	
請求者	基礎年金番号	年金手帳	年金機構	請求者の個人識別	●	
	氏名／性別／生年月日		年金機構		●	
	住所／郵便番号／住所コード		年金機構		●	
	過去の年金 記号番号	厚生年金保険記号番号	(旧年金手帳・証書)	厚生年金基金	年金加入期間の判定	×
		国民年金記号番号	(旧年金手帳・証書)	年金機構		×
		船員保険記号番号	(旧年金手帳・証書)	船員共済		×
	雇用保険被保険者番号	雇用保険被保証	公共職業安定所	雇用保険との併給調整	○	
配偶者	基礎年金番号	配偶者の年金手帳	年金機構	厚生年金加給年金適用の判定	○	
	氏名／性別／生年月日		年金機構		○	
	住所／郵便番号／住所コード		年金機構		○	
	過去の年金 記号番号	厚生年金保険記号番号	(旧年金手帳・証書)		厚生年金基金	×
		国民年金記号番号	(旧年金手帳・証書)		年金機構	×
		船員保険記号番号	(旧年金手帳・証書)		船員共済	×
受取機関	金融機関	金融機関コード	預貯金通帳	金融機関	×	
		金融機関名／支店名／口座番号	預貯金通帳	金融機関	×	
		信連／農協／漁協	預貯金通帳	金融機関	×	
	郵貯	支払局コード	預貯金通帳	ゆうちょ銀行	×	
		口座記号番号	預貯金通帳	ゆうちょ銀行	×	

*1事前確認の可能性

●年金機構が管理する情報によって確認可能

○年金機構以外の行政機関(主に市区町村)との情報連携によって確認可能

×請求前の確認は不可能

項 目		提示・添付資料	情報源・管理機関	項目の目的	事前確認	
配偶者と子(ア)	配偶者氏名	住民票の写し	居住地市区町村	厚生年金加給年金適用の判定	○	
	子	氏名	住民票の写し		居住地市区町村	○
		生年月日	住民票の写し		居住地市区町村	○
		障害の状態	障害者手帳		居住地市区町村	○
配偶者の年金(イ)	公的年金受給の状態		年金機構、基金、共済	厚生年金加給年金適用の判定	○	
	公的年金制度の名称		年金機構、基金、共済		○	
	年金の種類		年金機構、基金、共済		○	
	年月日		年金機構、基金、共済		○	
	年金コードまたは記号番号等	年金手帳・証書	年金機構、基金、共済		○	
ご本人の年金(ウ)	公的年金受給の状態		年金機構、基金、共済	公的年金併給の確認	○	
	公的年金制度の名称		年金機構、基金、共済		○	
	年金の種類		年金機構、基金、共済		○	
	年月日		年金機構、基金、共済		○	
	年金コードまたは記号番号等	年金手帳・証書	年金機構、基金、共済		○	
住民票コード		住民基本台帳カード	請求者居住地市町村	受給者の現況確認	○	
職歴(エカ)	年金制度の被保険者、組合員の履歴有無		請求者申立て	厚生年金報酬比例部分の調査資料	●	
	職歴	事業所等名称			●	
		事業所所在地／国民年金加入時住所			●	
		勤務期間／国民年金加入期間			●	
		加入年金制度			●	
		備考			×	
	最後に勤務した事業所等の名称			●		
	健康保険被保険者記号番号		健康保険被保険者証	生計維持関係の調査資料	○	
第四種被保険者等記号番号						

項目		提示・添付資料	情報源・管理機関	項目の目的	事前確認	
生計維持 (セ)	請求者による	配偶者の年収850万未満確認	住民票の写し 戸籍謄本／抄本 所得証明 生計維持証明	居住地・本籍地 市区町村 請求者申立て	厚生年金加給年金適用の判定	○
		子の年収850万未満確認				○
	配偶者による	請求者の年収850万未満確認				○
年金と税金(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書・法定調書)	本人	氏名	住民票の写し 所得証明	居住地市区町村	所得税源泉徴収のための 扶養控除申告	●
		基礎年金番号				●
		生年月日				●
		住所／電話番号				●
		提出日				●
	控除対象配偶者	氏名				○
		老人該当				○
		続柄				○
		生年月日				○
		同居・別居の区分				○
		障害有無				○
	控除対象親族	所得区分・額				○
		氏名				○
		老人該当				○
		続柄				○
		生年月日				○
		同居・別居の区分				○
		障害有無				○
所得区分・額	○					

以上、6分野において社会保障・税番号導入によるユースケースを考察した。

当然ながら、ここで掲げたユースケースは番号を導入することで即座に実現できるものではない。実現には、行政や関連する民間機関の仕組みの改定も必要になり、その実現には中長期にわたって段階的に実現していくべきものである。

しかしながら、番号制度の導入がIT社会の基盤であるという認識に立てば、将来を見据えたビジョンのもとでその導入は検討されるべきである。

本検討は、番号制度導入に伴う付加価値を最大限発揮するためのモデルを、行政視点ではなく利用者主体による全体的な視点から考察した。

その結果、これまで必ずしも明確になっていない事項や、「社会保障・税番号大綱」で記載された内容との整合性に疑問が生じる事項も散見された。

それらについての具体的指摘はユースケースの「考察」で行っているが、現在内閣官房から出されている大綱のパブリック・コメントでまとめて意見提言を行っている。

本検討結果が広く意見発揚の契機となることを願っている。